

令和5年度 事業概要



With You さいたま

～ 埼玉県男女共同参画推進センター ～

令和5年度 埼玉県男女共同参画推進センター 事業概要

目 次

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称	4
2 愛 称	4
3 経 緯	4
4 施設の概要	5
(1) 設置の趣旨	5
(2) 建設の概要	5
(3) 主な施設と施設の特色	5
(4) 建設事業費	7
5 管理運営	7
(1) 組織	7
(2) 休館日、開館時間	7

II 令和5年度事業計画

1 重点的取組	8
(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組	8
(2) 困難を抱えた女性等への支援	8
(3) 地域で実践的な活動を進めるキーパーソンの育成	8
2 事業の概要	8
(1) 施設の貸出	8
(2) 情報収集・提供	8
(3) 相談	9
(4) 講演・研修	9
(5) 女性チャレンジ支援	10
(6) 自主活動・交流支援	10
(7) 調査・研究	10

令和5年度事業カレンダー	11
--------------	----

III 令和4年度事業概要

1 施設の利用状況	12
(1) 月別施設別利用者数	12
(2) 1日当たり延べ利用者数	13
(3) 貸出施設の月別利用率	13
(4) 貸出施設別利用率	14

2 情報収集・提供事業	14
(1) 情報ライブラリーの運営.....	14
(2) インターネットによる情報発信.....	16
(3) 広報紙の発行.....	16
(4) 男女共同参画パネルの作成及び貸出し.....	16
(5) 利用者懇談会.....	20
3 相談事業	21
(1) 相談受付状況.....	21
(2) 男性相談員による男性のための電話相談.....	22
(3) グループ相談.....	23
(4) デートDV防止講座.....	23
(5) 女性に対する暴力をなくす運動.....	23
(6) DV防止フォーラム.....	23
(7) 性暴力セミナー.....	24
4 講演・研修事業	24
(1) 20周年記念イベント ～これまでも、これからも、あなたとともに～.....	24
(2) 講演「若年女性支援の『これから』を考える」(女性の貧困問題講演会).....	24
(3) 講演「おとなの性教育」(男女共同参画講演会).....	25
(4) DV防止フォーラム [再掲].....	25
(5) 講演「これからの男の子とおとなたちへ」(フェスティバル講演会).....	25
(6) 女性リーダー育成講座.....	25
(7) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座.....	27
(8) 市町村職員研修.....	27
(9) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲].....	28
(10) 県人権・男女共同参画課との共催講座(心理教育プログラム「びーらぶ」).....	28
(11) 県産業支援課との共催講座(女性経営者支援セミナー).....	28
(12) 埼玉弁護士会との共催講座(女性のための法律講座&相談会).....	28
(13) 小児医療センター共催講座.....	29
(14) 埼玉大学(ダイバーシティ推進センター)との連携プログラム.....	29
(15) 大宮アルディージャ VENTUS との連携.....	30
(16) NPO 法人 Waffle (ワッフル)、(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク(アスポート)との連携講座(女子中高生向けウェブサイト作成講座).....	30
5 女性チャレンジ支援事業	30
(1) 生き方セミナー.....	30
(2) グループ相談会.....	31
6 自主活動・交流支援事業	31
(1) 団体登録制度と活動支援.....	31
(2) ワーキングルームの提供.....	32
(3) 活動発表コーナーの利用.....	32
(4) 令和4年度「男女共同参画推進フォーラム」パネル展示出展.....	33
(5) サポートスタッフ.....	33
(6) ワークショップ開催事業.....	34
(7) さいがい・つながりカフェの実施(共催).....	34
(8) 講師の派遣.....	34
(9) 女性チャレンジ総合支援ネットワークとの連携.....	36
(10) 女性団体への活動拠点提供事業.....	39

7 調査・研究事業	39
令和4年度事業カレンダー	40
例規集	41
埼玉県男女共同参画推進センター条例	42
埼玉県男女共同参画推進センター管理規則	46
埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領	48
埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱	49
「男女共同参画パネル」等の貸出要領	51
男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領	53
埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領	55
埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領	56

I 埼玉県男女共同参画推進センター概要

1 施設名称 埼玉県男女共同参画推進センター

2 愛称 With You さいたま

3 経緯

平成 8 年度 「女性の支援策検討委員会」を設置し、「女性のための支援策検討委員会報告書～埼玉県の女性センターのあり方について～」として提言を受けた。

「埼玉県長期ビジョン」に女性センターの整備が明記された。

平成 9 年度 「埼玉県女性センター（仮称）基本構想検討委員会」を設置し、その検討を踏まえて、平成 10 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本構想」を策定した。

「埼玉県新 5 か年計画」に、女性センターの設置を重点施策として位置付けた。

平成 10 年度 7 月にさいたま新都心に建設される公立学校共済組合宿泊施設に併設を決定した。

「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会」を設置し、平成 11 年 3 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会報告書」として提言を受けた。

平成 11 年度 9 月に「埼玉県女性センター（仮称）基本計画」を策定した。

「埼玉県女性センター（仮称）施設検討委員会」を設置し、施設内容について検討した。

「埼玉県女性センター（仮称）情報システム検討委員会」を設置し、情報システムの内容について検討した。

平成 12 年 3 月制定の埼玉県男女共同参画推進条例第 11 条において、女性センターを「男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設」として位置付けた。

平成 12 年度 7 月に建設工事に着手した。

公募委員を主体とした「埼玉県女性センター（仮称）事業検討委員会」を設置し、利用者の立場に立った事業について検討した。

愛称を公募し、9 月に「With You さいたま」と決定した。

平成 13 年度 開設準備業務を財団法人埼玉県県民活動総合センターに委託し、女性センター開設準備室を設置した。

12 月定例県議会で「埼玉県男女共同参画推進センター条例」が制定され、施設の名称を「埼玉県男女共同参画推進センター」とした。

平成 14 年度 4 月 1 日埼玉県と財団法人いきいき埼玉との間で、埼玉県男女共同参画推進センターの管理運営委託契約を締結した。

4 月 21 日オープン。

- 平成 17 年度 4 月 1 日、センターの管理運営が県の直営となった。
- 平成 20 年度 女性キャリアセンターを開設した。
- 平成 22 年度 就業支援課女性就業相談担当（女性キャリアセンター）を組織統合し、女性のチャレンジ支援と就業支援の一体的推進を図ることとした。
- 平成 23 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センター内に入居した。
- 平成 24 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部及び女性の就業相談に係る事務（女性キャリアセンター）を新設の産業労働部ウーマノミクス課に移管し、男女共同参画推進センターの女性チャレンジ・女性就業相談担当は、ウーマノミクス課の職員が兼務することとなった。
8 月 1 日に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加した。
- 平成 25 年度 就業支援課所管の中高年就職活動支援コーナー埼玉及びヤングキャリアセンター埼玉が男女共同参画推進センターから転出した。（就業支援課が開設した、ハローワーク浦和・就業支援サテライト（武蔵浦和）へ移転）
- 令和 2 年度 女性のチャレンジ支援に係る事務の一部を産業労働部ウーマノミクス課より移管した。
- 令和 4 年度 6 月 25 日、With You さいたま開設 20 周年イベントを開催した。

4 施設の概要

(1) 設置の趣旨

男女共同参画社会づくりの総合的な拠点施設として、県の男女共同参画施策を実施し、県民や市町村の男女共同参画の取組を支援する。

男女共同参画に関する①情報収集・提供、②相談、③講演・研修、④自主活動・交流支援、⑤調査・研究の事業、⑥女性チャレンジ支援事業を実施する。

(2) 建設の概要

公立学校共済組合埼玉宿泊所「ホテルブリランテ武蔵野」との複合施設

・鉄筋コンクリート造 地上 9 階建ての 3、4 階部分

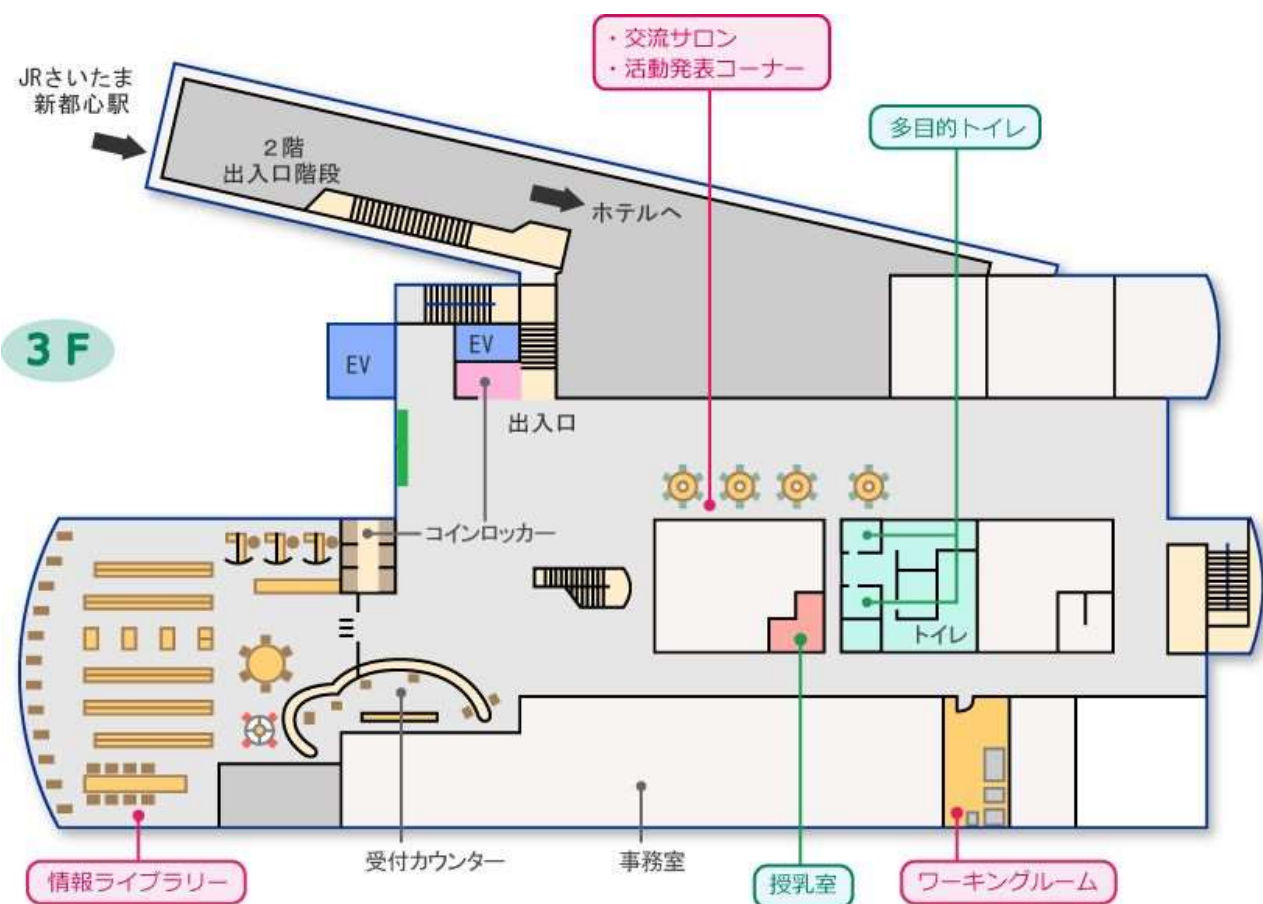
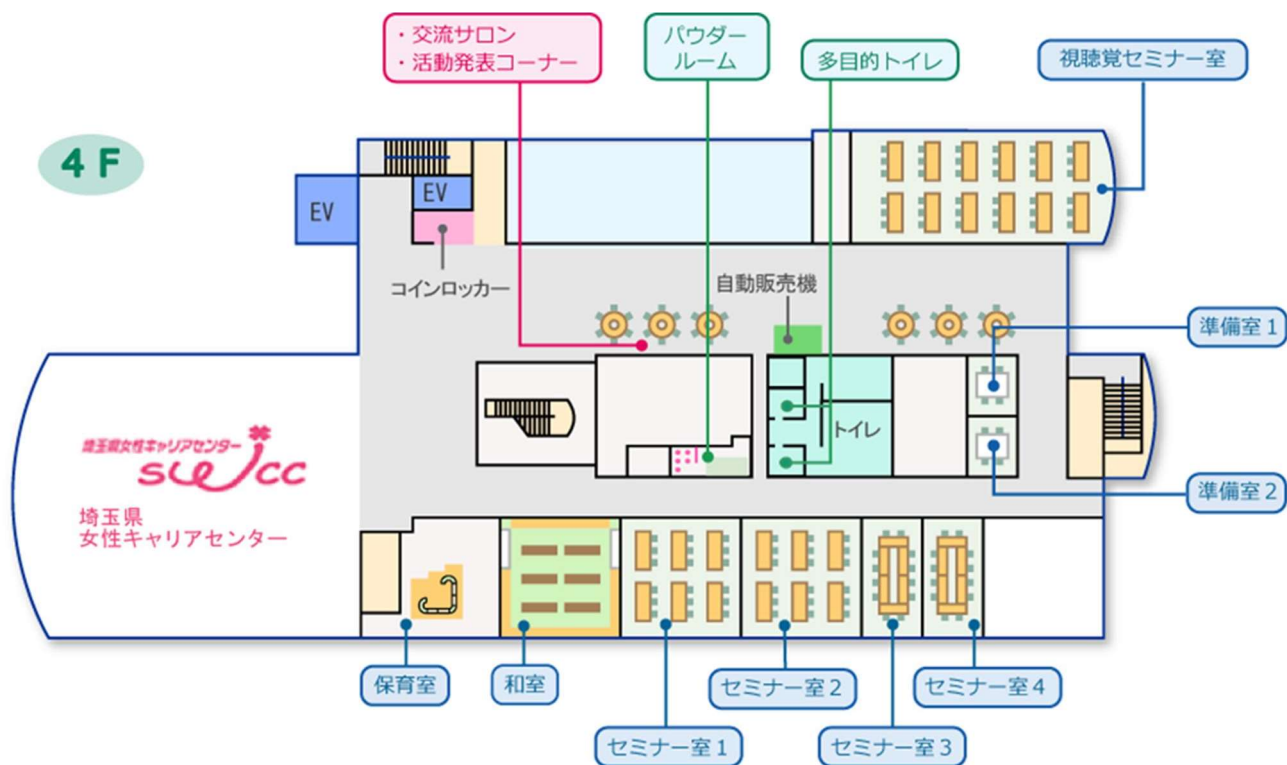
・延床面積（専用面積） 約 3, 700 m²

（さいたま市中央区新都心 2 番地 2 敷地面積 約 4, 000 m²）

(3) 主な施設と施設の特徴

・主な施設 情報ライブラリー、セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、保育室、交流サロン、活動発表コーナー

- ・施設の特徴
- ・ 多目的トイレの設置（各階 2 室）
 - 1 室 オストメイト対応設備、ベビーシートを設置
 - 1 室 簡易ベッド設置
 - ・ 授乳室の設置
 - ・ 難聴者用補聴システムの導入（視聴覚セミナー室）
 - ・ フレックストイレのほか、セミナー室間の壁に可動壁を導入
 - ・ 県産木材の使用（和室、視聴覚セミナー室、受付カウンター）



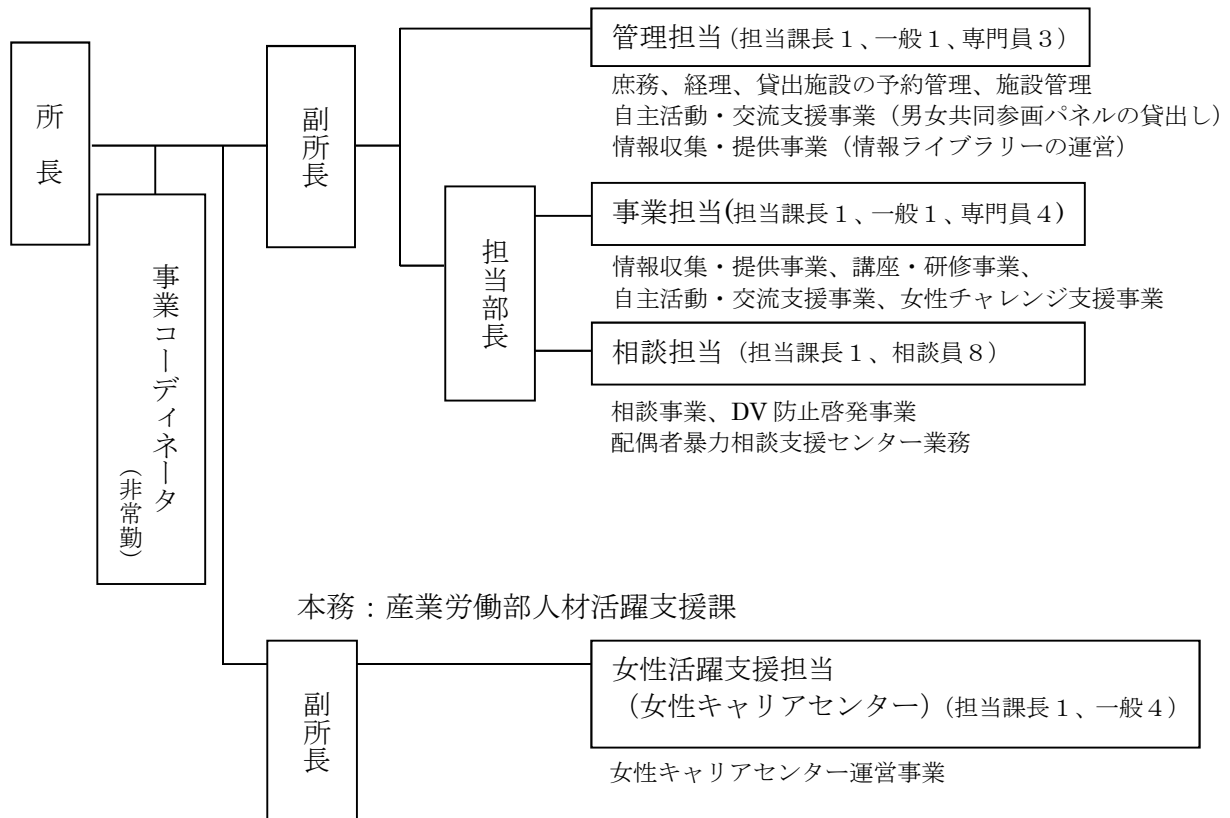
(令和4年4月現在)

(4) 建設事業費（継続費：平成11～13年度）

建設費負担金	24億6,800万円
情報システム整備費	1億4,700万円
備品購入費	7,400万円
継続費総額	26億8,900万円

5 管理運営

(1) 組織（平成17年度から県の地域機関）



(2) 休館日、開館時間

- ・ 休館日 年末年始（12月29日～1月3日）及び施設点検日（毎月第3木曜日）
臨時休館日
- ・ 開館時間 月曜日～土曜日 9：30～21：00
日曜日及び祝日 9：30～17：30

II 令和5年度事業計画

1 重点的取組

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組

長年にわたり人々の中に形成された固定的役割分担意識や、年齢・性別にかかわらず存在する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を可視化し、その解消に向けた取組を行う。特に、次代を担う若者に対する意識啓発に注力する。

ア 若者や男性に対する啓発事業の実施

【主な取組】

- 男性や若者を対象とした講演会等の開催
- 大学等と連携した事業の実施
- 県内高校・大学への講師派遣

イ 若者等の自発的な活動に対する支援

【主な取組】

- With You さいたまフェスティバルの開催

(2) 困難を抱えた女性等への支援

様々な困難を抱えた女性に対する支援を行うとともに、その支援に携わる人材の育成を図る。

ア 困難を抱えたシングルマザーや若年女性への支援

【主な取組】

- 相談事業の実施
- 困難を抱えた女性等を対象とするセミナー等の開催

イ 困難を抱えた女性への支援に携わる人材の育成

【主な取組】

- 困難を抱えた女性に対する支援者の発掘や育成を目的とした講座等の実施

(3) 地域で実践的な活動を進めるキーパーソンの育成

男女共同参画の視点を持って、地域における様々な課題解決に向けて活動する人材を育成するとともに、そのネットワークが広がるよう支援する。

ア 課題解決に向けて活動する新たなキーパーソンの育成

【主な取組】

- 女性リーダー育成講座・女性リーダー育成講座修了生フォローアップの実施
- 困難を抱えた女性に対する支援者の発掘や育成を目的とした講座等の実施【再掲】

イ 意思決定過程に携わる人材の育成とネットワーク化の支援

【主な取組】

- 女性リーダー育成講座・女性リーダー育成講座修了生フォローアップの実施【再掲】

2 事業の概要

(1) 施設の貸出

施設の貸出を通して男女共同参画に取り組む団体の活動を支援するとともに、広く県民や企業等の人材育成の場としての活用を促す。

(2) 情報収集・提供

男女共同参画社会づくりに関する図書や資料（埼玉県をはじめ、国連、国、他都道府県、県内市町村、団体・グループ等）を収集し提供する。

ア 情報ライブラリーの運営

男女共同参画社会実現に資する図書や資料等の収集と提供、県・市町村・活動団体等の関連資料及び社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供、センターで実施する各種事業との連携を図り、関連情報の発信を行う。

イ インターネットによる情報発信の充実

センターホームページやSNS（Facebook）、動画配信を活用して、県内在住・在勤・在学の方々、市町村、関連施設や関係団体に対し、施設利用に関する情報、センターの事業案内、講座や研修、男女共同参画社会実現に資する情報など様々な情報を発信していく。

ウ 広報・意識啓発

① 男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物、相談事業の啓発などを目的に広報紙等を発行する。

○広報紙「With You さいたま」を年3回（7月・11月・3月）発行

○埼玉県内相談窓口ガイド

② 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画に関する啓発活動を実施する

○男女共同参画パネルの展示

○パープルリボンキャンペーン、パープル・ライトアップの実施

エ 男女共同参画パネルの貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストや図表で解説したパネルを館内に掲示するとともに、県内市町村、団体等へ貸出しを行う。

オ 利用者懇談会の開催

センターの事業運営や施設について、利用者の立場からの意見や要望等を聴き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効利用を図るため、利用者懇談会を開催する。

(3) 相談

男女共同参画の推進に資するため、個人の抱える様々な悩みや問題について相談に応じるとともに、配偶者暴力相談支援センターの機能を担い、暴力の防止と被害者支援の業務を行い、県DV対策の充実を図る。

ア 電話相談（With You さいたま電話相談・男性のための電話相談）

イ 専門相談（女性弁護士による法律相談・カウンセリング）

ウ インターネット相談

エ その他（配偶者暴力相談支援センター業務（一時保護を除く。））

(4) 講演・研修

固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画社会の実現に向け、講演会や講座等を開催する。

ア センター主催講演・講座

広く県民を対象に男女共同参画社会の実現に向けた講演・講座を開催

○各種講演会（6月、8月、10月、11月、2月）

○女性リーダー育成講座（9回コース）

○女性リーダーフォローアップ講座（年2回）

イ 他機関との共催

○近隣施設との共催（連携）

○大学や各種団体等との共催（連携）

- ウ 市町村職員研修
市町村の男女共同参画担当職員を対象として実施（初任者・課題別・地域別）

（５）女性チャレンジ支援

- ア 困難を抱えた女性等を対象としたセミナー等【年８回】
- イ 女性キャリアセンターとの連携

（６）自主活動・交流支援

- ア 団体登録制度と活動支援
自主的な活動を行う団体やグループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、登録制度を設けている。

〔登録団体への活動支援〕

- ① 情報提供
- ② 貸出施設の優先予約
- ③ 団体・グループ情報のホームページへの掲載
- ④ グループロッカーの貸出し

- イ サポートスタッフの設置
男女共同参画社会の実現に必要な社会参加や地域活動への経験が得られるよう、イベント等の運営補助、情報ライブラリー通信への寄稿等を行うサポートスタッフを設置する。

- ウ 女性団体への活動拠点提供事業
県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの１室を活動拠点として提供し、当センターと事業連携を行いながら、事業拡大を支援する。

- エ With You さいたまフェスティバルの開催
男女共同参画の視点を持って県内で活動する団体・グループが日頃の活動成果を発表する機会を提供し、団体間の連携と交流を促進する。（２月）

- オ さいがい・つながりカフェの実施（共催）
「さいがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者（埼玉県内への避難者）の交流会を毎月２回実施する。（平成２３年９月から継続開催）

- カ 講師の派遣（県政出前講座）
男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの要請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等を研修・講座等の講師として派遣する。
 - （ア）男女共同参画基礎講座
 - （イ）災害・防災と男女共同参画
 - （ウ）知っていますか？デートDV

（７）調査・研究

- 男女共同参画を推進するための調査・研究を実施する。
「女性リーダー育成講座修了生動向調査～女性人材の地域活動から見える課題～」

令和5年度 With You さいたま イベントカレンダー

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報収集・提供事業	○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出		情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.56」6月発行	広報紙7月号発行 「With You さいたまvol.71」		情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.57」9月発行		広報紙11月号発行 「With You さいたまvol.72」	第1回利用者懇談会	情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.58」12月発行		広報紙3月号発行 「With You さいたまvol.73」 第2回利用者懇談会
男女共同参画推進センター事業	○相談事業 (電話、面接、インターネット)		グループ相談会 5/14(日)	グループ相談会 7/9(日)	DV防止 ～パープルリボンキャンペーン～			グループ相談会 11/9(日)				埼玉弁護士会共催
主催事業	市町村担当職員研修① 4/28(金)		男女共同参画週間 講演会 6/17(土)	女性リーダー育成講座 ① 7/15(土) 開校式	困難女性講演会 8/19(土)	女性リーダー育成講座④ (NVEC) 9/9(土)	SRHR講演会 10/21(土)		女性リーダー フォローアップ講座 未定			
共催事業			産業支援課共催セミナー 6/9(金)	女性リーダー育成講座 ② 7/29(土)	女性リーダー育成講座③ 8/19(土)		女性リーダー育成講座 課外(見学)10/14(土)		女性リーダー育成講座⑤ 11/11(土)	女性リーダー育成講座⑥ 12/16(土)	女性リーダー育成講座⑦ 1/20(土)	女性リーダー育成講座⑧ 2/3(土)・2/4(日)
女性チャレンジ支援事業								目白大学・同短期大学部との共催事業 (地域連携・研究推進センター) 8月～2月				
交流支援事業								埼玉県との共催事業 (ダイバーシティ推進センター) 10月～(仮)	小児医療センター共催講座 11月下旬 or 12月上旬		産業支援課共催セミナー 2月上旬(仮)	With You さいたま フェスティバル 2/2(金)～2/4(日) (講演会開催 2/4(日))
女性チャレンジ支援事業								困難を抱えた女性等支援事業 8月～1月 自分らしき発見講座 6回、男性向け相談会 2回				

Ⅲ 令和4年度事業概要

1 施設の利用状況

(1) 月別施設別延べ利用者数

ア 月別施設別利用者数

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月
貸出施設	セミナー室1	915	662	784	645	788	648
	セミナー室2	813	499	821	684	401	540
	セミナー室3	563	356	413	345	285	455
	セミナー室4	457	357	360	447	309	527
	視聴覚セミナー室	2,231	970	545	602	523	646
	和室	143	73	255	119	213	210
	準備室	42	24	32	56	86	60
	小 計	5,164	2,941	3,210	2,898	2,605	3,086
情報ライブラリー(入室者数)		865	979	1,126	1,721	1,473	989
(開放端末利用者数)		(40)	(47)	(51)	(65)	(55)	(41)
フリースペース等利用者数		2,626	2,526	2,671	2,571	2,646	2,511
保育室利用者		3	2	4	17	11	10
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		4	0	2	10	23	60
相談(面接、専門)		15	16	15	21	32	31
※男性相談(電話相談)		(10)	(11)	(10)	(17)	(22)	(23)
相談(グループ相談)		18	0	22	0	0	0
フェスティバル(2月)							
女性チャレンジ・女性就業相談来所者		493	503	589	570	528	529
合 計		9,160	6,956	7,607	7,791	7,296	7,193

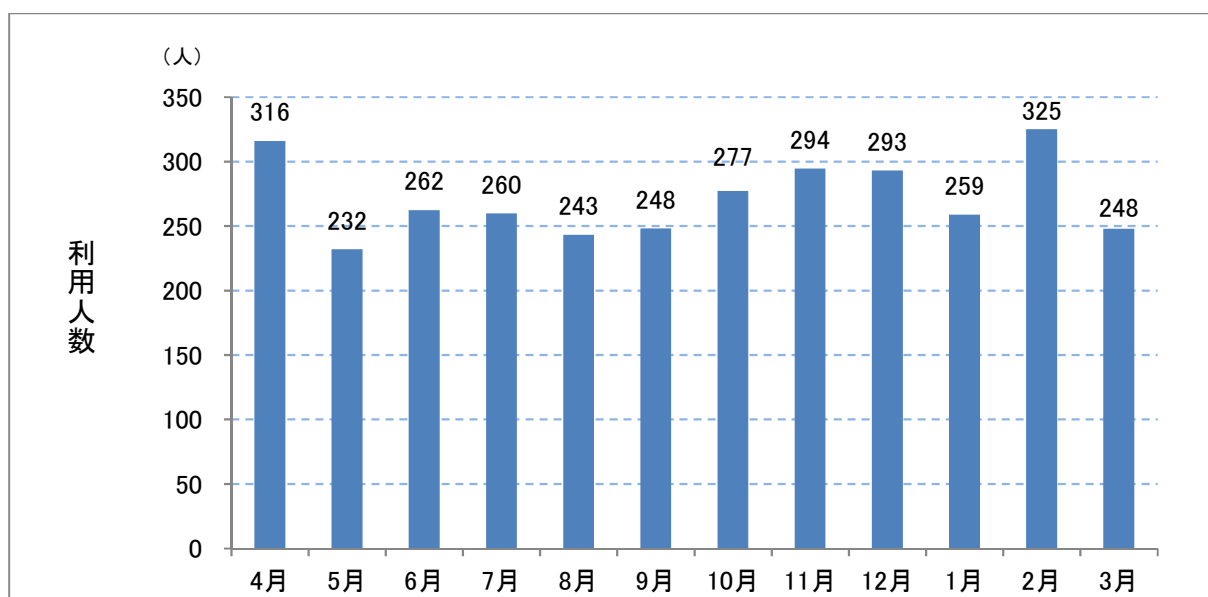
区 分		10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
貸出施設	セミナー室1	929	639	665	671	1,018	948	9,312
	セミナー室2	727	959	511	535	531	504	7,525
	セミナー室3	523	504	370	256	428	378	4,876
	セミナー室4	456	476	375	281	390	350	4,785
	視聴覚セミナー室	431	871	547	289	963	616	9,234
	和室	209	270	150	120	118	159	2,039
	準備室	83	74	84	65	43	97	746
	小 計	3,358	3,793	2,702	2,217	3,491	3,052	38,517
情報ライブラリー (入室者数)		1,610	1,614	2,103	1,562	1,493	961	16,496
(開放端末利用者数)		(31)	(36)	(24)	(60)	(50)	(34)	(534)
フリースペース等利用者数		2,612	2,575	2,631	2,569	2,439	2,905	31,282
保育室利用者		10	13	13	6	13	8	110
セミナー室5利用者(女性キャリアセンター除く)		0	9	25	22	0	0	155
相談(面接、専門)		27	17	16	10	32	24	256
※男性相談(電話相談)		(22)	(13)	(13)	(9)	(24)	(16)	(190)
相談(グループ相談)		0	0	24	0	0	0	(64)
フェスティバル(2月)						712		712
女性就業相談来所者		720	531	435	613	620	502	6,633
合 計		8,315	8,539	7,912	6,990	8,776	7,436	93,971

※相談(面接・専門)のうち、男性相談(190件)は電話相談のため利用者の合計から除いています。

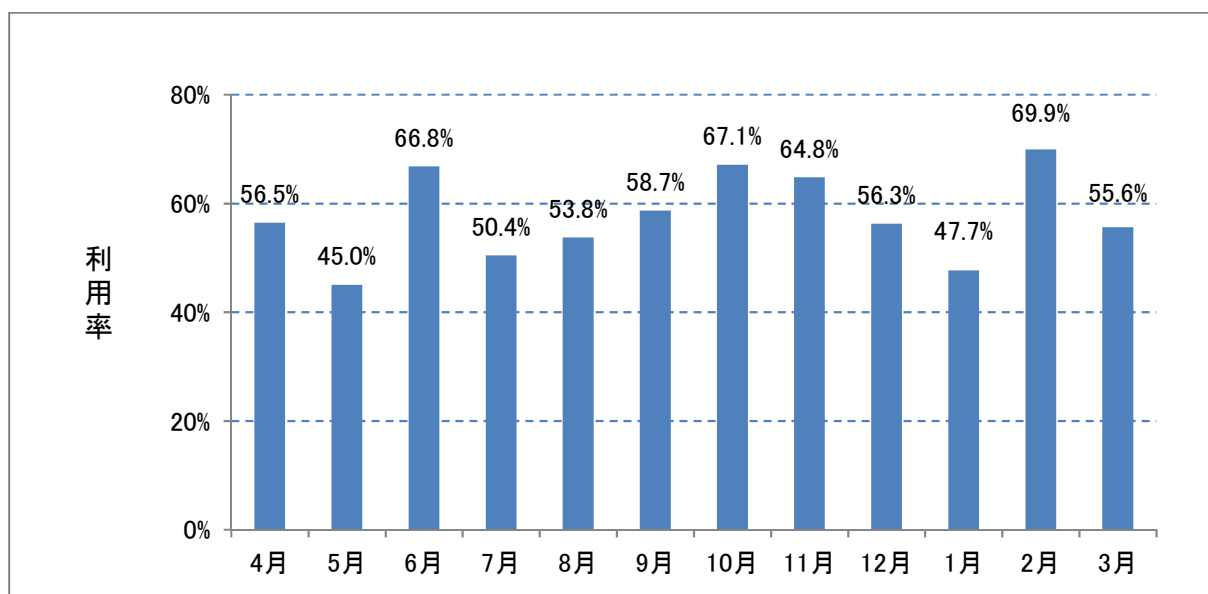
※相談(グループ相談)は、セミナー室を利用した講座のため、貸出施設利用に計上しています。

※9月16日～10月12日は、視聴覚セミナー室常設設備不具合のため予約を中止しました。(既予約分除く)

(2) 1日当たり延べ利用者数 (令和5年3月末)



(3) 貸出施設の月別利用率 (令和5年3月末)



(4) 貸出施設別利用率 (令和5年3月末)

施設名	利用率
セミナー室1	79.8%
セミナー室2	68.9%
セミナー室3	79.3%
セミナー室4	77.2%
視聴覚セミナー室	54.4%
和室	35.4%
準備室1	32.6%
準備室2	31.1%
平均利用率	57.6%

2 情報収集・提供事業

(1) 情報ライブラリーの運営

ア 男女共同参画社会実現に資する図書資料等の収集と提供

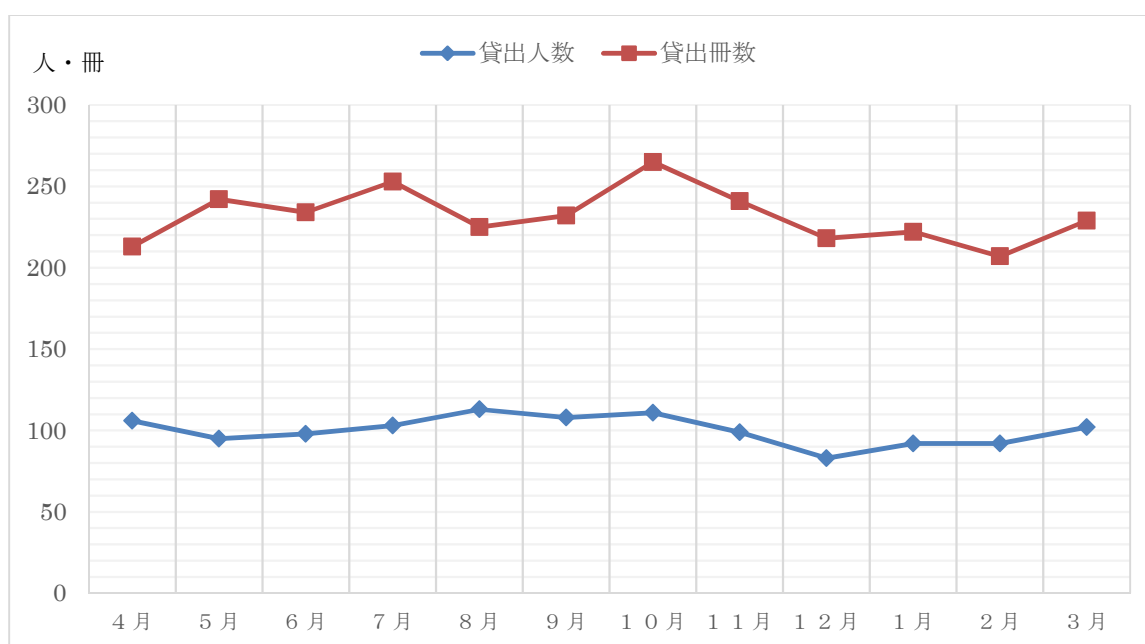
イ 県、市町村、活動団体等の関連資料の収集と提供

ウ 社会の現状や時流を反映した資料等の収集と提供

(ア) 利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出人数	106	95	98	103	113	108	111	99	83	92	92	102	1,202
貸出冊数	213	242	234	253	225	232	265	241	218	222	207	229	2,781

一人当たりの貸出冊数 2.3 冊



(イ) 新規登録者 129 人 (令和 5 年 3 月末)

(ウ) インターネット (ネットワーク検索コーナー) 利用者数
延べ 534 名 (令和 5 年 3 月末)

(エ) 図書等の所蔵内訳 (令和 5 年 3 月末)

分 類		冊 数	割合
総 記 (0 類)		538	1.9%
哲 学 (1 類)		1,587	5.7%
歴 史 (2 類)		1,763	6.3%
社会科学 (3 類)	社会(360)	9,989	35.6%
	その他	4,385	15.6%
自然科学 (4 類)		1,876	6.7%
技 術 (5 類)		1,053	3.7%
産 業 (6 類)		288	1.0%
芸 術 (7 類)		1,833	6.5%
言 語 (8 類)		197	0.7%
文 学 (9 類)		4,261	15.2%
行政資料 (G 類)		322	1.1%
合 計		28,092	100%

※上記のうち、視聴覚資料 (VHS, DVD) が 122 点。

※分類には日本十進・分類法 (第 9 版) を使用

※行政資料には独自の分類を使用

エ センターで実施する各種事業との連携と関連情報の発信

(ア) 企画展示の実施

主催事業にあわせ、関連する資料を蔵書から選んで展示した。

4 月-5 月	「20 周年記念イベント関連図書①」・「男女共同参画とは①」 ブックマーク Vo1.50-52 関連図書展示・新着図書展示
6 月	「20 周年記念イベント関連図書②」・「男女共同参画とは②」
7 月-8 月	女性の貧困・若年女性支援 関連図書 多様な性① 関連図書
8 月-9 月	性暴力防止 関連図書・多様な性② 関連図書
10 月-11 月	ドメスティックバイオレンス防止関連図書・性とからだ 関連図書
11 月	DV防止フォーラム 2022 関連図書
11 月-12 月	多様性を考える男女共同参画講演会 関連図書
1 月-2 月	第 21 回 With You さいたまフェスティバル講演会 関連図書
2 月	国際女性デー 関連図書
2 月-3 月	埼玉県の高校図書館司書が選んだイチオシ本 2021 関連図書

(イ) 情報ライブラリー通信「Bookmark」の発行

新着図書や講演会等関連図書を広く紹介するため、職員及びサポートスタッフによるブックレビューをホームページに掲載した。

なお、令和3年度までは紙ベースで年3回発行していたが、4年度からホームページ掲載とした。

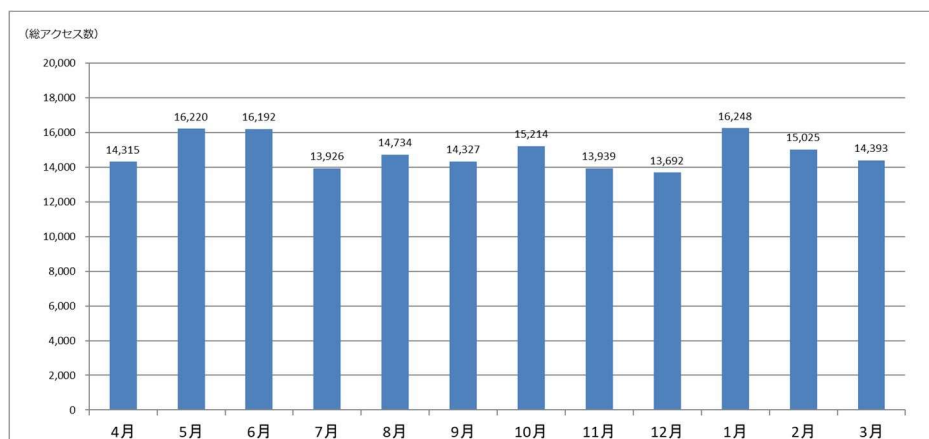
発行月 9月、12月、3月

(2) インターネットによる情報発信

ホームページで施設利用に関する情報やセンターの事業案内、男女共同参画社会実現に資する情報などを提供した。また、令和2年11月1日からはSNS (Facebook) を開設し、情報発信を充実させた。

◎令和4年度ホームページアクセス数

年間アクセス件数 178,225件



(3) 広報紙の発行

男女共同参画推進のための情報、トピックス、センターのPR、講座・催し物等の事業案内などを掲載した広報紙「With You さいたま」を発行した。

ア 仕様、発行月 A4判6ページ、2色刷り 7月、11月及び3月

イ 発行部数 7,000部

ウ 配布先 県及び県関係機関、市町村、国、都道府県、登録団体、サポートスタッフなど約1,200か所

エ 特集テーマ

- ・令和4年 7月(vol.68)「With You さいたま開設20周年」
- ・令和4年11月(vol.69)「自分のからだのことは自分で決める」
- ・令和5年 3月(vol.70)「10代・20代女性にリサーチ！」

(4) 男女共同参画パネルの作成及び貸出し

男女共同参画社会づくりに向けた啓発の一環として、イラストで分かりやすく解説した24種類のパネルを主催事業に合わせて館内に掲示するとともに、県内市町村や団体へ貸出しを行った。また、開設20周年に合わせ「With You さいたま開設20周年パネル」を作成し、館内に展示した。

ア パネル一覧

	パネル名	内 容	サイズ	枚数
1	男女共同参画パネル	「埼玉県男女共同参画基本計画」を中心に埼玉県の現状と課題、「埼玉県男女共同参画推進条例」の基本理念や男女共同参画社会の目指すもの等をイラストやグラフを使って紹介。	A2判	11
2	ドメスティック・バイオレンス (DV)	DVとはどういうことか、どのような問題があるのか等についてイラストやグラフを使って説明。	A2判	10
3	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法の前文から第20条までをイラストで逐条解説。	A2判	22
4	埼玉県男女共同参画推進条例	平成12年3月24日、全国に先駆けて公布された、埼玉県男女共同参画推進条例を、イラストを使って説明	A2判	17
5	お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	女子差別撤廃条約の前文から第16条までをイラストを使って説明。	B2判 A3判	18
6	男女共同参画の視点から考える表現ガイド	平成16年8月に埼玉県男女共同参画課が作成した「男女共同参画社会の視点から考える表現ガイド～よりよい表現をめざして～」をパネル化したもの。条例や趣旨、目的を紹介。	A2判	16
7	統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	現在の「仕事」と「生活」に関する、全国や埼玉県と特徴をグラフやイラストを使ってまとめたもの。	A2判	16
8	日本女性はどのように生きてきた?	古代以前から、平成までの女性の歴史を、イラストを使ってまとめたもの。「ジェンダーから見た日本の歴史」(明石書店)をもとにしている。	A2判	15
9	障害と女性	障害を持った女性は「障害がある」「女性である」ことにより複合的な困難を抱え、差別を受けることがある。彼女たちの声を聞き、これからの男女共同参画社会のビジョンを考えたもの。	A2判	8
10	つ・ぶ・や・き	何気ないつぶやきの中に自分の本当の気持ちが隠れていたりするものである。日常生活での様々な「つ・ぶ・や・き」を取り上げたもの。	A2判	8
11	災害と男女共同参画	災害時には多くの女性が困難な状況に置かれる。被災から復興のスタートまでに浮き彫りになった、男女共同参画の課題とこれから目指す社会を考察したもの。	A2判	10
12	南極 DAYS -日本人初の女性越冬体験記-	南極では、日本と変わらない生活を送るために花見をしたり、バーカウンターを置くなど多くの工夫をしている。東野陽子さんへの取材と実際に南極で撮影された写真で知られざる南極の生活を紹介。	A2判	12
13	知っていますか?デートDV	平成24年11月に埼玉県男女共同参画推進課が作成した「知っていますか?デートDV-素敵な関係を作る大事な約束-」をパネル化したもの。デートDVとは何か?を若者向けにマンガを使い説明。	A2判	8
14	男性を取り巻く環境	男女共同参画について男性視点から捉えたパネル。男性を取り巻く環境を、アンケートや男性に係る統計から考察し、男女共同参画社会の実現へ向けた、男性の意識改革を呼びかけている。	A2判	13

15	荻野吟子の生涯	熊谷市教育委員会が作成し、平成25年6月に公開したものを、With You さいたまが許可を得て再編集したパネル。埼玉県出身で日本公認の女性医師第1号である荻野吟子の生涯を説明。	A2判	17
16	デートDV防止啓発ポスター	埼玉県と十文字学園女子大学が連携し作成したパネル。交際する相手との間でおこる、ドメスティック・バイオレンス（デートDV）について、若者視点で注意を呼びかけている。	A2判	6
17	スポーツと女性	近年女性アスリートの活躍は目を見張るものがある。一方で女性ならではの課題も見えてきた。女性がスポーツ分野でより活躍するためには何が必要であるか、オリンピックをキーワードに考えてみようと呼びかけている。	A2判	11
18	”わたしの”防災対策	災害時には自然現象の規模とともに、受け止める私たちの社会の在り方が被害の大きさを変えていく。大切な命を守り、被害を少しでも減らすために、日頃からできることについて紹介している。	A2判	11
19	考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	今働き方の改革が求められている。男女が共に仕事と家庭等の両立ができる暮らしやすい社会の実現のために、仕事生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の視点から、これからの働き方・暮らし方についての意識改革を呼びかけている。	A2判	11
20	わたしたちの声をもっと社会へ	女性が参政権を獲得してから70年を経た現在、働き方・子育て・介護・防災など、日々の暮らしは政治に直結しているにもかかわらず、政治分野での男女の差は大きなままである。多様な声を社会に届けるために、ひとりひとりができることを考えてみようと呼びかけている。	A2判	11
21	Women 現代の吟子たちに聞く	荻野吟子は多くの困難を乗り越え、日本で最初の公認女性医師になった人物。埼玉県では、荻野吟子の不屈の精神を今に伝える先駆的な活動などを通じて、男女共同参画の推進に顕著な功績のあった個人や団体等に「さいたま輝き荻野吟子賞」を贈っている。同賞を受賞された方へのインタビューを通し自分らしく生きるためのヒントや様々な苦労や壁にぶつかる中でどのように乗り越えたか等を紹介している。	A2判	18
22	セクシュアルハラスメントのない社会へ	セクシュアルハラスメント等あらゆるハラスメント（いやがらせ）は、個人としての尊厳を傷つける重大な人権侵害である。互いを認め合い、ハラスメントがない社会をつくるために、ひとりひとりが出来ることは何かを考えようと呼びかけている。	A2判	13

23	わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	性犯罪・性暴力は、人としての尊厳や人権を傷つける重大な犯罪である。にもかかわらず、社会にある誤解や偏見によって被害者の落ち度が問われることがあり、被害者を一層苦しめる。パネルでは、一人ひとりが、性暴力とは何かを知り、“性を傷つけることは、暴力であり犯罪である”という認識を根付かせようと呼びかけている。	A2判	13
24	多様な性 知っていますか？	わたしたちは、一人ひとり異なる自分らしさを持っている。その一つが「性」であり、性はグラデーションのように多様である。多様な性を知り、誰もが自分らしく生きられる社会をつくるためにできることは何か考えてみようと呼びかけている。	A2判	11

サイズ A2判 (60.5cm×43cm)
A3判 (30.5cm×42.7cm)
B2判 (52.5cm×73.5cm)

イ 貸出実績 (PDF データ貸出含む) 延べ1,566日間 82団体

種類	合計貸出期間	利用者数
男女共同参画パネル	26日間	2団体
ドメスティック・バイオレンス	54日間	4団体
男女共同参画社会基本法	0日間	0団体
埼玉県男女共同参画推進条例	0日間	0団体
お母さんが語る「女子差別撤廃条約」	0日間	0団体
男女共同参画の視点から考える表現ガイド	10日間	1団体
統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま	54日間	4団体
日本の女性はどう生きてきた？	15日間	1団体
障害と女性	0日間	0団体
つ・ぶ・や・き	15日間	1団体
災害と男女共同参画	87日間	6団体
南極DAYS	10日間	1団体
知っていますか？デートDV	212日間	3団体
男性を取り巻く環境	85日間	2団体
荻野吟子の生涯	44日間	4団体
デートDV防止啓発ポスター	11日間	1団体
スポーツと女性	0日間	0団体
“わたし”の防災対策	113日間	10団体
考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方	49日間	4団体
わたしたちの声をもっと社会へ	51日間	3団体
Women 現代の吟子たちに聞く	37日間	4団体
セクシュアルハラスメントのない社会へ	209日間	4団体
わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない	304日間	9団体
多様な性 知っていますか？	180日間	18団体

(5) 利用者懇談会

センターの事業運営や施設について、利用者の立場からの意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効利用を図るため、利用者懇談会を開催した。

ア 委員名簿

氏名	所属団体等
◎本橋 朝子	公益社団法人埼玉県社会福祉士会 会長
○石崎 裕子	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 コミュニティデザイン学科 准教授
青柳 智江	With You さいたま サポートスタッフ
井上 昇	F Pサロンさいたま新都心
大野 まり子	四つ葉のクローバー 代表
高村 由美子	特定非営利活動法人美えな塾
橋本 明美	熊谷市男女共同参画室 室長
藤田 佳代子	目白大学看護学部看護学科 専任講師
山木 健	朝霞市女性センター 所長

◎委員長 ○副委員長

(敬称略 五十音順)

イ 会議開催日時

(第1回) 令和4年12月8日(木)

(第2回) 令和5年3月13日(月)

会議の概要は、センターホームページで公表した。

3 相談事業

(1) 相談受付状況 (令和4年度 3月31日現在)

ア 相談種類及び相談内容別受付状況

	生き方	こころ	からだ・性	夫婦	家族・親族	人間関係	DV	仕事	暮らし	その他	計	イに関する相談 うち性的マイノリテ
電話相談	570	1,821	385	650	1,393	1,340	927	311	224	1,091	8,732	36
面接相談	0	0	1	0	1	0	14	1	0	1	18	0
専門相談(法律 相談・カウンセリング ・男性相談)	21	29	26	53	23	16	31	18	3	18	238	0
インターネット 相談	9	1	1	16	20	1	15	3	1	2	69	0
グループ相談	0	0	0	0	0	0	64	0	0	0	64	0
その他(メール での相談)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
合計	600	1,851	413	719	1,437	1,357	1,051	353	228	1,114	9,123	36

※ 性的マイノリティに関する相談は、H28.8から統計を開始した。

イ 年代別・相談内容別受付状況

下段は、男性からの相談件数(再掲)

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
生き方	2	98	68	125	173	60	49	25	600
	0	19	6	5	11	17	1	3	62
こころ	1	223	391	313	705	105	53	60	1,851
	0	100	102	8	67	16	4	2	299
からだ・性	15	25	50	59	176	29	48	11	413
	11	12	8	4	8	6	7	5	61
夫婦	0	14	127	182	186	71	118	21	719
	0	0	16	34	11	6	11	5	83
家族・親族	3	77	263	331	409	199	117	38	1,437
	0	14	15	34	13	49	10	3	138
人間関係	3	102	167	498	364	76	97	50	1,357
	0	14	12	9	19	13	1	2	70
DV	5	41	201	249	292	66	42	155	1,051
	0	4	27	22	15	3	1	9	81
仕事	0	59	31	116	116	15	2	14	353
	0	7	1	10	2	1	0	1	22
暮らし	0	13	49	53	60	21	25	7	228
	0	2	26	3	3	8	2	1	45
その他	14	175	201	148	245	42	26	263	1,114
	14	148	90	10	17	29	2	29	339
計	43	827	1,548	2,074	2,726	684	577	644	9,123
	25	320	303	139	166	148	39	60	1,200

ウ 相談の特徴

令和4年度の相談件数は9,123件で、前年度に比べて410件減少した。

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「こころ」に関する相談で、1,851件（全体の20.3%）、次いで「家族・親族」に関する相談が1,437件（全体の15.8%）、「人間関係」に関する相談が1,357件（全体の14.9%）となっている。

世代別にみる相談件数の割合では、50歳代の方からの相談が全体の29.9%と最も多かった。次いで40代が22.7%であった。

また、男性からの相談は1,200件（全体の13.2%）となり、前年度同時期に比べて52件増加している。

(2) 男性相談員による男性のための電話相談

性自認を含む男性を対象に、埼玉県公認心理士協会の協力により男性相談員による電話相談を月2回行った。

なお、令和3年度までは月1回実施だったところ、4年度から月2回とし、190件の相談があった。

ア 開催日時

毎月第1、3日曜日 11:00～15:00

イ 相談内容

相談内容を主たる相談項目ごとに分けると、最も多いのは、「夫婦」に関する相談で、31件（全体の16.3%）、次いで「こころ」に関する相談が27件（全体の14.2%）、「からだ・性」に関する相談が27件（全体の14.2%）となっている。

相談者の年代は、60代～が55件（全体の29.0%）、次いで40代が44件（全体の23.2%）となっている。

「男性のための電話相談」主訴別・年代別一覧

	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	不明	合計
生き方	0	4	1	1	4	4	2	16
こころ	0	7	2	0	6	10	2	27
からだ・性	0	2	7	2	3	10	3	27
夫婦	0	0	5	15	1	5	5	31
家族・親族	0	1	3	4	0	13	1	22
人間関係	0	1	3	4	9	0	0	17
DV	0	1	4	7	2	0	0	14
仕事	0	0	0	10	2	1	2	15
暮らし	0	1	0	1	0	1	0	3
その他	1	2	1	0	0	11	3	18
合計	1	19	26	44	27	55	18	190

(3) グループ相談

埼玉県内の女性弁護士等専門職有志との共催で、カフェ形式のグループ相談を行った。

ア 開催日時

令和4年 4月 10日 (日) 13:00～15:30

令和4年 6月 5日 (日) 13:00～15:30

令和4年 12月 4日 (日) 13:00～15:30

イ 内容

参加者が気軽に悩みを相談できる場として、弁護士、相談員、フェミニストカウンセラー、社会福祉士などが、参加者が抱える悩みに適切な情報を提供し、共有した。

ウ 参加人数 64人

(4) デートDV防止講座

お互いに相手を尊重する関係を築き、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識の醸成に向け、若年者を対象に啓発を行いDVを未然に防止するため、県内の高等学校等を対象にデートDV防止講座を開催した。

ア 開催日時

7月～12月 全6校

イ 内容

高等学校等へ講師を派遣し、生徒にデートDV防止講座を実施した。講座後にデートDV防止に関する教職員と講師との意見交換を実施した。

講師：西山さつき氏 (NPO法人レジリエンス)

ウ 参加人数

1,681人

(5) 女性に対する暴力をなくす運動 (令和4年11月12日 (土)～25日 (金))

国が行う女性に対する暴力をなくす運動に関連してキャンペーン等を行った。

ア パープルリボンキャンペーン

(ア) 巡回期間

令和4年7月5日 (火)～令和5年3月13日 (月)

(イ) 女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンをモチーフにしたタペストリーを県内30市町とWith You さいたままで巡回展示を行った。

イ パープル・ライトアップ

(ア) 開催日時

令和4年11月12日 (土)～11月25日 (金)

(イ) 内容

女性に対する暴力をなくす運動期間中に、パープルリボンにちなんで、館内を紫色にライトアップした。

また、隣接する小児医療センターにおいてもライトアップの協力を得た。

(6) DV防止フォーラム

配偶者・パートナー等からの精神的・身体的暴力、ストーカー行為等あらゆる暴力の根絶を目指し、県民等の意識啓発を図るため、フォーラムを開催した。

ア 開催日時

令和4年11月13日 (日) 13:30～15:30

- イ 内容
 - 講演 「DVを繰り返す心理と加害者プログラムの実際」
 - 講師 森田 展彰氏（筑波大学医学医療系准教授）
- ウ 参加人数 60名

(7) 性暴力防止セミナー※さいたま市との共催事業

- ア 実施日時
 - 令和4年8月2日（火）～8月28日（日）※動画配信
- イ 内容
 - 講演「すべての人に関わる性暴力を知る」
 - 講師 北仲 千里氏（広島大学ハラスメント相談室准教授）
- ウ 参加人数 配信動画視聴者137人（さいたま市配信）

4 講演・研修事業

(1) 20周年記念イベント～これまでも、これからも、あなたとともに～

※男女共同参画週間記念行事

- ア 開催日時
 - 令和4年6月25日（土）13:30～16:40
- イ 内容
 - (ア) 記念式典
 - 知事、県議会議長、県地域婦人会連合会会長あいさつ
 - (イ) 埼玉大学生との意見交換～誰もが自分らしく生きられる社会へ～
 - 令和3年度に埼玉大学（ダイバーシティ推進室）との共催で実施した「ユース×ジェンダープロジェクト@埼玉大学」の参加メンバーのうち有志5人が、当時の調査研究を通じて得た気づきや思いなどを発表した。
 - (ウ) 記念講演「WEリーグが目指す女性のエンパワーメントとは～女子スポーツの価値創造とジェンダー平等～」
 - 講師 岡島喜久子氏（公益社団法人日本女子プロサッカーリーグチェア（当時））
 - ※米国からのオンライン講演（ライブ）
 - (エ) トークセッション「With You さいたまのこれから～20年のあゆみを振り返って～」
 - 登壇者 田代美江子氏（埼玉大学副学長（ダイバーシティ推進・キャンパス環境改善担当）、教育学部教授、ダイバーシティ推進センター長）
 - 武田砂鉄氏（ライター）
 - 片倉す寿子氏（上里町女性会議初代代表）
 - 遠藤まめた氏（一般社団法人にじーず代表）
 - 村松綾子氏（弁護士）
- ウ 参加人数 会場参加者 107人
 - 配信動画視聴者（記念講演のみ配信）46人

(2) 講演「若年女性支援の『これから』を考える」（女性の貧困問題講演会）

- ア 開催日時
 - 令和4年7月23日（土）13:30～16:00
- イ 内容
 - (ア) 基調講演「若年女性への社会的支援～困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の動向を踏まえて～」

講師 湯澤直美氏（立教大学コミュニティ福祉学部教授）
※オンライン講演（ライブ）

(イ) 活動報告

講師 新井純子氏（任意団体あれあれあ代表、合同会社のら代表）
石井ナナエ氏（自治体国際化協会多文化共生アドバイザー）
小林夕紀恵氏（コミュニティ食堂そらいろ代表）

ウ 参加人数 会場参加者 44 人、配信動画視聴者 113 人

(3) 講演「おとなの性教育」(男女共同参画講演会)

ア 開催日時

令和 4 年 10 月 22 日（土）13:30～16:00

イ 内容

(ア) 講演「おとなたちは『性』をどう学んできたのか
ー性別・世代のちがいを意識しながらー」

講師 村瀬幸浩氏（元一橋大学講師、日本思春期学会名誉会員）

(イ) 講演「生理から考える社会課題ー『生理の貧困』を起点としてー」

講師 塩野美里氏（「#みんなの生理」副代表）

ウ 参加人数 会場参加者 46 人、
配信動画視聴者 214 人

(11/30 まで 161 人 アンコール配信(12/23～3/15) 53 人)

(4) DV防止フォーラム [再掲]

ア 開催日時

令和 4 年 11 月 13 日(日) 13:30～15:30

イ 内容

講演「DVを繰り返す心理と加害者プログラムの実際」

講師：森田 展彰氏（筑波大学医学医療系准教授）

ウ 参加人数 会場参加者 60 人 ※動画配信実施なし

(5) 講演「これからの男の子とおとなたちへ」(フェスティバル講演会)

ア 開催日時

令和 5 年 2 月 5 日（日）14:00～15:30

イ 内容

講演「これからの男の子とおとなたちへ」

講師 太田啓子氏（弁護士）

ウ 参加人数 会場参加者 89 人、配信動画視聴者 106 人

(6) 女性リーダー育成講座

ア 開催日時 令和 4 年 7 月 23 日（土）～令和 5 年 3 月 11 日（土） 全 9 回コース

イ 内容 下表参照

受講者各自が課題学習計画書を作成し、学びの成果をレポートにまとめ、最終日に発表会を行う。レポート提出をもって修了証を発行する。学習中の助言等講座全体の監修を行う「スーパーバイザー」を置く。
令和 4 年度スーパーバイザー 中野洋恵氏

(国立女性教育会館客員研究員)

ウ 参加人数 14人 修了者数 10人

開催日時	内容	出席
[1] R4. 7.23(土) 10:00～16:30	○開講式 ○講義「アンコンシャス・バイアスへの気づきから始めよう」 講師 With You さいたま事業コーディネータ ○講演聴講「若年女性支援の『これから』を考える」	12人
[2] R4. 8.20(土) 10:00～16:30	○講義「男女共同参画基礎講座 ～ジェンダー統計から考える～」 講師 中野洋恵氏（当講座スーパーバイザー） ○講義「女性の政治参画」 講師 皆川満寿美氏（中央学院大学現代教養学部准教授）	14人
[3] R4. 9.24(土) 10:00～16:30	○課題学習（進行・助言 中野洋恵氏） ※受講者各自が「政治参画」と「貧困問題」のいずれかの分野を選択して作成した課題学習計画書の内容等についてグループディスカッションを実施。 ○講義「女性を変えた災害復興」 講師 With You さいたま事業コーディネータ ○ワークショップ「防災ワーク」 進行・助言 With You さいたま男女共同参画専門員	10人
[4] R4. 10.22(土) 10:00～16:30	○講義・実習「アサーティブなコミュニケーションとは」 講師 渡辺由美氏 （特定非営利活動法人アサーティブジャパン認定講師） ○講演聴講「おとなの性教育」	7人
[5] R4. 11.19(土) 10:00～16:30	○講義・トークセッション「女性議員に聞く」 講師 内山恵子氏（和光市議会議員） 齋藤万紀子氏（羽生市議会議員） 進行 中野洋恵氏 ○課題学習（進行・助言 中野洋恵氏） ※課題学習計画書に基づくレポート作成の進捗状況等についてグループディスカッションを実施。	8人
[6] R4. 12.17(土) 10:00～16:30	○講義・トークセッション「修了生による実践報告」 ゲスト 小森谷由紀江氏（令和2年度修了生） 安藤恭子氏（令和3年度修了生） 藤井美由紀氏（令和3年度修了生） 進行 中野洋恵氏 ○課題学習（進行・助言 中野洋恵氏） ※各受講者が学習レポートの中間発表を実施。	7人
[7] R5. 1.14(土) 10:00～16:30	○講義・実習「自己表現スキル」 講師 佐藤 恵氏 （株ボイスクリエーションシユクル代表取締役）	6人
[8] R5. 2.5(日) 10:00～16:30	○実習「With You さいたまフェスティバル参加」 ※受講者が任意の出展団体のワークショップ等に参加。 ○講演聴講「これからの男の子とおとなたちへ」	7人
[9] R5. 3.11(土) 10:00～16:30	○成果報告会	10人

(7) 女性リーダー育成講座フォローアップ講座

ア 開催日時 令和4年12月17日(土) 14:00~17:00

イ 内容 講義「NPOの活動と資金 ~どうしたら資金を集められるの?」
講師 村田恵子氏(認定特定非営利活動法人さいたまNPOセンター
専務理事)

ウ 参加人数 13人

(8) 市町村職員研修

ア 初任者研修

(ア) 開催日時

令和4年4月22日(金) 13:30~16:30

(イ) 内容

○交流のためのグループワーク

進行 With You さいたま 男女共同参画専門員

○講義「男女共同参画を進めるための基本知識」

講師 With You さいたま 事業コーディネータ

○埼玉県男女共同参画基本計画について(令和4年度~令和8年度)

講師 県人権・男女共同参画課 男女共同参画担当主幹

○配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)について

講師 県人権・男女共同参画課 DV対策担当主幹

○感想と今後の取組を考える意見交換

進行 With You さいたま 男女共同参画専門員

○館内ツアー(希望者のみ)

(ウ) 参加人数 会場参加者31人 ※動画配信なし

イ 専門研修(講演「若年女性支援の『これから』を考える」を位置付け)

(ア) 開催日時

令和4年7月23日(土) 13:30~16:00【再掲】

(イ) 内容

上記4(2)イのとおり

(ウ) 参加人数 会場参加者なし 動画視聴者 16人

ウ 課題別研修(各種講演会を位置付け)

開催日時	内容	市町村職員参加人数
R4. 6. 25(土)	20周年記念講演	9人 うち動画視聴3人
R4. 8. 2(火)~	性暴力防止セミナー(動画配信のみ)	4人
R4. 10. 22(土)	おとなの性教育	8人 うち動画視聴8人
R4. 11. 13(日)	DV防止フォーラム(動画配信なし)	8人
R5. 2. 5(日)	フェスティバル講演会	5人 うち動画視聴5人
R5. 3. 11(土)	女性リーダー育成講座成果報告会	2人

課題別市町村職員参加人数計 36人

うち動画視聴 20人

エ 地域別研修

(ア) 開催日時

令和4年10月15日(土) 14:00~16:00

(イ) 内容(吉川市共催)

○講義「県の防災・減災のとりくみ」

講師 県災害対策課 災害対策担当主幹

○講義「市の防災・減災のとりくみ」

講師 吉川市危機管理課 危機管理担当主査

○講義「多様な視点×防災・減災」

講師 With You さいたま 事業コーディネータ

○ディスカッション「多様な参画のしくみについて考える」

ファシリテータ 浅野富美枝氏(宮城学院女子大学生生活環境科学研究所所員)

(ウ) 参加人数 7人(吉川、川口、朝霞、入間各市職員) ※ほか吉川市民13人参加

(9) 性暴力防止セミナー ※さいたま市との共催事業 [再掲]

ア 開催日時

令和4年8月2日(火)~8月28日(日) ※動画配信のみで対面実施なし

イ 内容

講演「すべての人に関わる性暴力を知る」

講師: 北仲千里氏(広島大学ハラスメント相談室准教授)

ウ 参加人数 配信動画視聴者137人(さいたま市配信)

(10) 県人権・男女共同参画課との共催講座(心理教育プログラム「びーらぶ」)

ア 開催日時

令和4年7月3日(日)~令和5年2月12日(日)

イ 内容

就学前 説明会+5回実施 説明会参加者 14名

低学年 説明会+5回実施 説明会参加者 15名

高学年 説明会+4回実施 説明会参加者 16名

ウ 参加人数 会場参加者延べ 372人

(11) 県産業支援課との共催講座(女性経営者支援セミナー)

ア 開催日時

令和4年6月3日(金) 15:00~16:00

イ 内容

講義「埼玉県の産業労働施策のポイント」

講師 県産業労働部長

ウ 参加人数 会場参加なし オンライン(ライブ)配信 42人

(12) 埼玉弁護士会との共催講座(女性のための法律講座&相談会)

ア 開催日時

(ア) 令和4年11月2日(水) 13:00~16:00

(イ) 令和5年3月10日(金) 13:00~16:00

イ 内容

講義 総論「離婚一般について」

講師 (ア) 木村綾菜氏(弁護士)、徳田玲亜氏(弁護士)

(イ) 相澤一弘氏(弁護士)

- 講義 分科会A「財産分与について」
- 講師 角谷史織氏（弁護士）
- 講義 分科会B「親権・養育費・面会交流について」
- 講師 池田味佐氏（弁護士）
- 講義 分科会C「慰謝料について」
- 講師 吉田泰裕氏（弁護士）
- 相談会 埼玉弁護士会所属弁護士対応
- ウ 参加人数（ア）会場参加 24人 ※動画配信なし
（イ）会場参加 30人 ※動画配信なし

(13) 小児医療センター共催講座

（県民のための医療セミナー2022「こどもの風邪、何がほんと？」

ー埼玉県立小児医療センターの医師・看護師・検査技師・薬剤師が答えます！ー

- ア 開催日時 令和4年12月3日（土）14:00～16:00
- イ 内容

- 講義(1)「そもそも風邪ってなんだ？」
- 講義(2)「風邪を看病するときのポイント」
- 講義(3)「おうちや保育園でできる感染対策」
- 講義(4)「風邪のときに受ける検査」
- 講義(5)「風邪に処方される薬のこと」
- 講義(6)「薬剤師が伝える薬を飲むときのコツ」

講師 埼玉県立小児医療センター 医師・看護師・検査技師・薬剤師

- ウ 参加人数 会場参加 19人 オンライン（ライブ）配信視聴者 91人

(14) 埼玉大学（ダイバーシティ推進センター）との連携プログラム

「ダイバーシティ社会を作る：地域の課題を知り、社会に向けた提言を作ろう！」をテーマとした授業（講義等）及び学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルで発表）。履修登録8人（うち修了者5人）

- ア 実施期間 令和4年9月30日（金）～令和5年2月5日（日）授業（講義）及び発表 全16回
- イ 県・当センター協力授業（講義等）
 - （ア）令和4年9月30日（金）「With You さいたま紹介」講師 With You さいたま事業コーディネータ
 - （イ）令和4年10月7日（金）「本県におけるダイバーシティの推進～男女共同参画の推進・性の多様性の尊重に向けた取組～」人権・男女共同参画課長
 - （ウ）令和4年10月14日（金）「災害・防災と男女共同参画」講師 With You さいたま男女共同参画専門員
 - （エ）令和4年10月21日（金）「東日本大震災・広域避難の課題」講師 With You さいたま事業コーディネータ
 - （オ）令和4年11月4日（金）「DV・性暴力の課題」講師 防犯・交通安全課主査、With You さいたま相談員
 - （カ）令和5年2月5日（金）学生による成果発表（With You さいたまフェスティバルで発表）
コメンテーターとして：人権・男女共同参画課長、With You さいたま事業コーディネータ

- (15) 大宮アルディージャ VENTUS との連携
 ア 開催日時 ①令和4年10月26日(水) 16:00～17:00(大宮北中学校)
 ②令和4年10月28日(金) 15:30～17:00(大宮武蔵野高等学校)
 イ 内容 ミニ講義「アンコンシャス・バイアスって？」
 講師 With You さいたま男女共同参画専門員
 選手と生徒とのグループディスカッション
 「男のくせに、女のくせに」「男らしさ、女らしさって何？」
 ウ 参加人数 会場参加 ①40人、②23人

- (16) NPO 法人 Waffle (ワッフル)、(一社) 彩の国子ども・若者支援ネットワーク (ア
 スポート) との連携講座 (女子中高生向けウェブサイト作成講座)
 ア 開催日時 令和4年11月27日(日) 13:00～18:00
 イ 内容 講義・実習「Waffle Camp ホームタウン in 埼玉」
 講師 NPO 法人 Waffle 職員
 ウ参加人数 オンライン (ライブ) 参加 11人

5 女性チャレンジ支援事業

働きづらさ・生きづらさを抱えた女性を対象としたセミナーとグループ相談会を実施した。(委託先：株式会社キャリア・ママ)

(1) 生き方セミナー

- ア 開催日時 令和4年8月27日(土)～令和5年3月18日(土) 年8回
 イ 内容 下表参照
 ウ 参加人数 延べ98人 各回の参加人数は下表参照

開催日	内容	参加人数
R4. 8. 27(土) 13:15～14:45	シングルマザーのいろいろ 「シングルマザーのおしごと」 講師 三井あゆみ氏 (キャリアコンサルタント)	6人
R4. 9. 17(土) 13:15～14:45	離婚の前に知っておきたいあれこれ 「離婚にまつわる法律のこと、手続きのこと」 講師 吉田衣里氏 (弁護士)	17人
R4. 10. 29(土) 13:15～14:45	経済的自立をめざす女性のための働き方のヒント 「人生を好転させるこれからの私の働き方・生き方」 講師 米澤裕美氏 (社会保険労務士)	4人
R4. 11. 26(土) 13:15～14:45	離婚にまつわるお金のこと、行政支援のこと 「これだけは知っておきたい3つのこと 『使う』『ふやす』『そなえる』」 講師 清水真紀氏 (ファイナンシャルプランナー)	13人
R4. 12. 22(木) 13:15～14:45	コミュニケーションが楽になるヒント 「伝える力・つながる力をアップしよう ～相手とのコミュニケーション力を磨くには～」 講師 国沢真弓氏 (自閉症スペクトラム支援士)	14人

R5. 1. 28(土) 13:15～14:45	思春期のお子様とのコミュニケーション術 「子どもへの気持ちの伝え方、 親子のコミュニケーション術」 講師 朝山あつこ氏 (認定 NPO 法人キーパーソン 21 代表理事)	16 人
R5. 2. 22(水) 13:15～14:45	自己肯定感を高めるヒント 「『わたし』らしさってどんなこと？ ～自己肯定感の高め方～」 講師 浜田有里恵氏 (ルスリール代表)	25 人
R5. 3. 18(土) 13:15～14:45	幸せなステップファミリーになる！ 「選択の幅を広げるヒント」 講師 新川てるえ氏 (NPO 法人 M-STEP 理事長)	3 人

(2) グループ相談会

ア 開催日時 令和4年8月27日(土)～令和5年3月18日(土) 年8回

イ 内容 下表参照

各日のファシリテータは、同日開催「生き方セミナー」の講師及び
委託業者スタッフ

ウ 参加人数 延べ53人 各回の参加人数は下表参照

開催日時	内容	参加人数
R4. 8. 27(土) 15:00～16:30	シングルマザーのいろいろ 「シングルマザーの働く日常」	4 人
R4. 9. 17(土) 15:00～16:30	離婚の前に知っておきたいあれこれ 「離婚前後の気持ちを整理してみよう」	12 人
R4. 10. 29(土) 15:00～16:30	経済的自立をめざす女性のための働き方のヒント 「わたしの働き方を考えてみよう ～どの働き方が合う？～」	3 人
R4. 11. 26(土) 15:00～16:30	離婚にまつわるお金のこと、行政支援のこと 「ライフプラン策定ワークショップ」	6 人
R4. 12. 22(木) 15:00～16:30	コミュニケーションが楽になるヒント 「周りとのコミュニケーションでのお困りごと ～友人・家族・職場で～」	8 人
R5. 1. 28(土) 15:00～16:30	思春期のお子様とのコミュニケーション術 「相手のいいところだけを見よう！ ～子どもとの関係を見直すには～」	6 人
R5. 2. 22(水) 15:00～16:30	自己肯定感を高めるヒント 「対等な関係を築けていますか？」	11 人
R5. 3. 18(土) 15:00～16:30	幸せなステップファミリーになる！ 「私と子どもの幸せについて本音で話そう」	3 人

6 自主活動・交流支援事業

(1) 団体登録制度と活動支援

自主的な活動を行うボランティアや団体・グループに対する各種情報の提供など、これらの団体等が主体的に活動するための様々な支援を行うために、団体登録制度を設けている。

(参考：埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領)

ア 登録件数 92団体 (令和5年3月末)

イ 登録団体への活動支援

(ア) 情報提供

センターが主催する講演会などの案内や広報紙の送付

(イ) 施設の優先予約

セミナー室等の貸出施設の予約について、4か月前から受付（一般利用の場合は利用日の3か月前から受付）。

(ウ) 団体・グループ情報の発信

センターホームページ上で、団体情報や活動概要を発信する。

(エ) グループロッカーの貸出し

グループロッカーの貸出し（貸出団体数：13団体、ロッカー：21個）

(2) ワーキングルームの提供

利用日・時間

年未年始、施設点検日を除く開館時間内

（平日・土曜 9:30～21:00 / 日曜・祝日 9:30～17:30）

設備及び料金等

機械名	単価	備考
印刷機（インク黒のみ）	製版：50円／回 印刷：10円／5枚	用紙は利用者が持参する
製本機（糊のみ）	100円／60分	テープ製本不可
紙折り機	無料	
裁断機	無料	
穿孔機	無料	

(3) 活動発表コーナーの利用

3階・4階活動発表コーナーを展示形式による各団体等の活動発表の場として提供
利用実績 21件 延べ日数 386日

利用者	利用期間	利用内容
With You さいたま	6月1日～ 6月30日	パネル展 「With You さいたま 20年のあゆみ」パネル展
農林水産省 関東農政局	7月1日～ 7月15日	パネル展 「農業・農村の持つ多面的機能～農業・農村のいろいろな働きと地域の取組について～」
農林水産省 関東農政局	7月15日～ 7月29日	パネル展 「ディスカバー農山漁村（むら）の宝～これからは、農山漁村の時代だ～」
With You さいたま	7月22日～ 8月26日	性暴力セミナー関連パネル展 「わたしたちは性暴力・性犯罪を許さない」
With You さいたま	8月2日～ 8月26日	夏休み企画パネル展 「南極 DAYS～日本人初の女性越冬体験記」
With You さいたま	9月1日～ 9月25日	防災の日関連パネル展 「災害と男女共同参画」他
農林水産省 関東農政局	10月17日～ 10月31日	パネル展 「毎年10月は食品ロス削減月間です～できることから始めよう食品ロス削減～」

With You さいたま	11月1日～ 11月27日	DV防止フォーラム2022 関連パネル展 「ドメスティック・バイオレンス」他
農林水産省 関東農政局	11月7日～ 11月18日	パネル展 「Let's! 和ごはん進めよう! 地産地消11月は和ごはん月間～」
農林水産省 関東農政局	11月18日～ 11月30日	パネル展 「地理的表示(GI)保護制度～産地の物語があります～」
農林水産省 関東農政局	12月1日～ 12月14日	パネル展 「関東の農業農村整備～水土里(みどり)を未来につなぐ～」
With You さいたま	12月1日～ 12月26日	パネル展 「多様な性 知っていますか？」
With You さいたま	12月3日	「国際女性会議 WAW! 2022」ライブ配信
農林水産省 関東農政局	12月14日～ 12月23日	パネル展 「農業遺産」
With You さいたま	1月4日～ 1月29日	パネル展 「統計に見る女性の「仕事」と「家庭」のいま」
農林水産省 関東農政局	1月6日～ 1月20日	パネル展 「広がる米粉の世界～米粉ってすごい!!～」
農林水産省 関東農政局	1月20日～ 2月1日	パネル展 「世界かんがい施設遺産～かんがいの歴史や先人たちの技術にふれる～」
農林水産省 関東農政局	2月6日～ 2月14日	パネル展 「2023 フラワーバレンタイン～花は自由なラブレター～」
With You さいたま	2月8日～ 2月28日	パネル展 荻野吟子賞受賞者紹介 「Women 現代の吟子たち」
埼玉県環境部みどり自然課	2月17日～ 2月28日	第23回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール入賞作品展
With You さいたま	3月1日～ 3月26日	パネル展 「わたしの”防災対策」他

(4) 令和4年度「男女共同参画推進フォーラム」パネル展示出展
(主催：独立行政法人国立女性教育会館)

実施日時	令和4年12月1日(木)～22日(木)
内 容	NWEC「男女共同参画推進フォーラム(特設サイト)」にて公開 With You さいたまの紹介 出展パネル「多様な性 知っていますか？」

(5) サポートスタッフ

県民のボランティア活動及び社会参加へのステップアップを支援するため、サポートスタッフを設置。「埼玉県男女共同参画推進センター～With You さいたま～サポートスタッフ活動要領」参照

- ・ 募集方法 随時募集
- ・ 13名(令和5年3月末)
- ・ 活動内容

講座、講演会等補助	受付、会場整理、会場案内、イベント補助等
情報ライブラリー図書の紹介等	情報ライブラリーの所蔵図書の書評を情報誌『Bookmark』に寄稿（年3回）
自主的な活動	センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

(6) ワークショップ開催事業 (With You さいたまフェスティバル)

※国際女性会議WAW! 2022 公式サイドイベントとして開催

ア 開催日時 令和5年2月3日(金) 13:00~16:00、
4日(土)・5日(日) 10:00~16:00

イ 内容 「第21回 With You さいたまフェスティバル
ーつながる ひろがる 未来をつくるー」

男女共同参画社会の実現に向けて県内で活動する 37 の団体が日頃の活動や研究の成果を発表した。

ウ 参加人数 712人 出展参加団体 37 団体、ほか県青少年課コーナーを設置
ワークショップ 19 団体、展示 24 団体

(7) さいがい・つながりカフェの実施 (共催)

ア 開催日時 令和4年4月から令和5年3月までの毎月第2、第4木曜日
11:00~14:00

イ 内容

「さいがい・つながりカフェ実行委員会」とともに、東日本大震災被災者(埼玉県への避難者)の交流会を毎月2回(12月は1回)実施した。

(平成23年9月から継続実施)

ウ 参加者数 各回 15人

(8) 講師の派遣 (県政出前講座)

男女共同参画に関する意識啓発及びセンターの周知を図るため、県内市町村等からの申請に応じ、男女共同参画専門員や相談員等のセンター職員を研修・講座等の講師として派遣した。

ア 対象者

国・市町村職員、民生委員・児童委員、大学生、高校生、一般市民等

イ 令和4年度実績 計 59 件

(ア) 男女共同参画基礎講座 23 件 のべ 1,966 人 (下表(ア))

(イ) 災害・防災と男女共同参画 12 件 のべ 464 人 (下表(イ))

(ウ) 知っていますか?デートDV 24 件 のべ 2,617 人 (下表(ウ))

表(ア)：男女共同参画基礎講座 実績

	実施日	申込者(主催団体)	対象者	人数	備考
1	5月20日(金)	志木市役所(市長公室人権推進室)	審議会委員等	13人	
2	5月25日(水)	県消防学校	消防職員	61人	
3	6月6日(月)	目白大学(看護学部)	大学生	32人	
4	6月20日(月)	関東管区警察局(情報通信部)	各都県職員	23人	
5	7月14日(木)	羽生市女性センター	一般成人	52人	
6	7月25日(月)	目白大学(看護学部)	看護学生	34人	
7	7月28日(木)	羽生市女性センター	一般成人	28人	

8	8月30日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	33人	
9	9月8日(木)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	67人	災害・デートDV
10	9月15日(木)	越谷市大相模公民館	一般成人	16人	
11	10月4日(火)	大宮アルディージャ(経営戦略本部)	一般成人	16人	VENTUS選手
12	10月18日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	32人	
13	11月8日(火)	(公社)坂戸市シルバー人材センター	一般成人	46人	登録会員
14	11月18日(金)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	48人	災害・デートDV
15	11月21日(月)	目白大学(看護学部)	大学生	40人	
16	12月6日(火)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	34人	
17	12月15日(木)	ものづくり大学(建設学科)	大学生	80人	A教室
18	12月15日(木)	ものづくり大学(建設学科)	大学生	80人	B教室
19	12月20日(火)	県立越谷南高等学校	高校生・教職員	1,130人	全学年
20	2月8日(水)	北本市役所(人権推進課)	市職員	27人	Gリーダ-研修
21	2月10日(金)	宮代町役場(総務課人権推進室)	町職員	32人	
22	2月18日(土)	越谷市男女共同参画支援センター	一般成人	2人	
23	3月9日(木)	本庄市役所(市民活動推進課)	民・児委員等	40人	
				23件	1,966人

表(イ)：災害・防災と男女共同参画 実績

	実施日	申込者(主催団体)	対象者	人数	備考
1	5月25日(水)	県消防学校	消防職員	61人	
2	6月9日(木)	目白大学(看護学部)	大学生	32人	
3	7月27日(水)	目白大学(看護学部)	大学生	34人	
4	9月1日(木)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	33人	
5	9月8日(木)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	67人	
6	10月1日(土)	三郷市立彦成小学校(PTA)	一般成人	25人	
7	10月21日(金)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	32人	
8	11月1日(火)	上尾市立上尾公民館	一般成人	25人	
9	11月18日(金)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	48人	
10	11月23日(水)	目白大学(看護学部)	大学生	40人	
11	12月8日(木)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	34人	
12	2月21日(火)	所沢市役所(社会教育課)	人権擁護委員等	33人	
				12件	464人

表(ウ)：知っていますか？デートDV 実績

	実施日	申込者(主催団体)	対象者	人数	備考
1	5月25日(水)	県消防学校	消防職員	61人	職員
2	6月6日(月)	大川学園高等学校	高校生	59人	1年生
3	6月8日(水)	目白大学(看護学部)	大学生	32人	看護学生
4	7月13日(水)	県立小川高等学校	高校生	547人	全校
5	7月27日(水)	県立鴻巣高等学校(北部地区事務局)	養護教諭	7人	地区別研修会
6	7月28日(木)	目白大学(看護学部)	大学生	34人	看護学生
7	8月31日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	33人	看護学生

8	9月8日(木)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	67人	看護学生
9	10月19日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	32人	看護学生
10	11月4日(金)	埼玉大学	大学生	4人	1~4年生
11	11月18日(金)	日本保健医療大学(保健医療学部)	大学生	48人	看護学生
12	11月24日(木)	目白大学(看護学部)	大学生	40人	看護学生
13	11月27日(日)	飯能市立図書館	一般成人	50人	一般成人
14	12月7日(水)	大東文化大学(スポーツ・健康科学部)	大学生	34人	看護学生
15	12月16日(金)	和光市立大和中学校	中学生、教職員	290人	3年生
16	12月20日(火)	県立蓮田松陰高等学校	高校生、教職員	450人	全学年
17	12月22日(木)	県立浦和高等学校(定時制課程)	高校生、教職員	40人	定時制全校
18	1月25日(水)	富士見市立勝瀬中学校	中学生、教職員	250人	3年生
19	2月28日(月)	富士見市立富士見台中学校	中学生、教職員	174人	3年生
20	3月6日(月)	県立入間わかくさ高等特別支援学校	高校生	40人	3年生
21	3月9日(木)	東都大学(看護学部)	大学生	60人	看護学生
22	3月13日(月)	県立小鹿野高等学校	高校生、教職員	65人	全校
23	3月16日(木)	県立飯能南高等学校	高校生、教職員	160人	1,2年生
24	3月22日(水)	県立吉川美南高等学校	高校生、教職員	40人	定時制全校
			24件	2,617人	

(9) 女性チャレンジ総合支援ネットワークとの連携

ア 目的

女性の社会参画に向けた様々な分野におけるチャレンジを総合的に支援するため、国や県、市町村、NPO、民間等の幅広い機関等と連携して、各団体の活動の活性化を図る。

イ 構成機関等(令和4年度末 合計121団体)

I	国・県・市町村ネットワーク：40団体
	埼玉労働局雇用環境・均等室
	関東農政局経営・事業支援部経営支援課
	関東経済産業局産業部流通・サービス産業課
	マザーズハローワーク大宮
	関東財務局総務部財務広報相談室
	埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
	埼玉県福祉部少子政策課
	埼玉県農林部農業支援課
	埼玉県県民生活部共助社会づくり課
	ハローワーク浦和・就業支援サテライト(埼玉県産業労働部雇用労働課)
	埼玉県立職業能力開発センター
	埼玉県女性キャリアセンター
	若者自立支援センター埼玉(埼玉県産業労働部雇用労働課)
	埼玉県産業労働部産業人材育成課
	埼玉県婦人相談センター
	埼玉県消費生活支援センター
	埼玉県南児童相談所
	埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
	埼玉県産業労働部産業支援課

埼玉県立中央高等技術専門校
埼玉県立小児医療センター
川口市市民生活部協働推進課
草加市自治文化部人権共生課
八潮市企画財政部人権・男女共同参画課
さいたま市男女共同参画推進センター
川越市女性会館
熊谷市男女共同参画推進センター（熊谷市市民部男女共同参画室）
行田市男女共同参画推進センター
所沢市男女共同参画推進センター
加須市総務部男女共同参画課ふらっと
春日部市男女共同参画推進センター
羽生市総務部人権推進課（女性センター）
上尾市男女共同参画推進センター
越谷市男女共同参画支援センター
戸田市上戸田地域交流センター「あいぼる」
入間市市民生活部人権推進課
坂戸市総合政策部男女共生課（勤労女性センター）
鶴ヶ島市女性センター
吉川市民交流センターおあしす
上里町男女共同参画推進センター

II	大学・専門機関ネットワーク：24団体
	国立大学法人埼玉大学ダイバーシティ推進センター
	公立大学法人埼玉県立大学
	学校法人ものづくり大学ものづくり研究情報センター
	埼玉学園大学・川口短期大学 エクステンションセンター
	独立行政法人国立女性教育会館
	日本司法支援センター埼玉地方事務所（法テラス埼玉）
	公益財団法人21世紀職業財団
	一般社団法人埼玉県経営者協会
	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
	北関東信越創業支援センター（株式会社日本政策金融公庫国民生活事業）
	公益財団法人埼玉県ひとり親福祉連合会
	埼玉県創業・ベンチャー支援センター（公益財団法人埼玉県産業振興公社）
	公益財団法人埼玉りそな産業経済振興財団
	公益社団法人埼玉県看護協会 埼玉県ナースセンター
	公益財団法人埼玉県国際交流協会
	深谷若者サポートステーション
	特定非営利活動法人学生キャリア支援ネットワーク
	埼玉県消費生活コンサルタントの会
	埼玉県女性医師支援センター
	生活協同組合コープみらい
	一般財団法人女性労働協会
	埼玉県県民活動総合センター
	さいたま商工会議所
	特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会埼玉支部

III	女性チャレンジ推進団体ネットワーク：57団体
	あれあれあ
	ACT (アクト)
	ちちぶ共同参画協議会
	埼玉中小企業家同友会 女性経営者クラブ・ファム
	埼玉男女平等条例研究会
	M a m a ちあへず
	自主企画グループ STEP i
	特定非営利活動法人キャリアプラザ埼玉
	こしがや地球ネットワーク13
	女性コンサルタントネットエルズ
	特定非営利活動法人くらしとお金の学校
	埼玉ウィメンズ・エンパワメント・プロジェクト
	特定非営利活動法人ラナップ
	特定非常利活動法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク
	特定非営利活動法人「育て上げ」ネット
	特定非営利活動法人新座子育てネットワーク
	特定非営利活動法人フラウネッツ
	有限会社Eースタジオ
	特定非営利活動法人生涯学習コーディネート協会
	合同会社のら
	特定非営利活動法人 わらび学びあいカレッジ
	子育て・子育て応援団「ポラリス」
	特定非営利活動法人彩の子ネットワーク
	こしがや男女共同参画の会「パティオ」
	一般社団法人日本セルフプロデュースメイク協会
	企業組合演劇デザインギルド
	子ども未来・東松山
	ボイスクリエーション シュクル
	L&Rアカデミー
	GRAPH
	一般社団法人さいたまキャリア教育センター
	合同会社ままのえん
	プルスアルハ
	ARTKITCHEN (アートキッチン)
	特定非営利活動法人グリーンパパプロジェクト
	特定非営利活動法人市民後見センターさいたま
	Cava! (サヴァ) ～さいたま BEC～
	キタカンボニータ
	ママの休日コミュニティ
	特定非営利活動法人ヒューマンシップコミュニティ
	ライフオーガナイザーの会さいたま
	一般社団法人プティバ
	てらこやラボ新都心
	choinaca (ちょいなか)
	女性起業家ネットワークスC.C.S
	サイタマ・レディーズ経営者クラブ
	特定非営利活動法人さいたま起業家協議会

株式会社彩人材教育
株式会社 HUGRES
くらしごとstyleプロジェクト
ぴんぼんまむ
オー・アーク・カンパニー
特定非営利活動法人育自の魔法
特定非営利活動法人パープルネットさいたま
さいたま女性弁理士の会
All Alive Project 埼玉 (AAPS)
四つ葉のクローバー

(10) 女性団体への活動拠点提供事業

ア 目的

県内各地の女性団体のネットワークの核となることが期待される女性団体に、男女共同参画推進センターの1室を活動の拠点として提供し、センターと事業連携を行いながら、事業拡大を支援する。

イ 団体の概要

(ア) 合同会社 ままのえん

- ・ 代表 小林あゆみ
- ・ 活動理念

子育て中の女性が、眠ったスキル・能力＝資源を活かし明るくイキイキとした毎日を過ごせる社会を目指す。

(イ) 特定非営利活動法人 パープルネットさいたま

- ・ 代表 遠藤 珠美
- ・ 活動理念

DV被害を受けた女性と子供が、避難後にも安心・安全に自分らしく暮らせるよう継続的自立支援や心のケアを行うことにより、女性、子供の人権の確立と男女共同参画社会の実現に寄与する。

7 調査・研究事業

令和4年度「10代・20代女性が抱える困難に関する調査」

令和4年度 With You さいたま イベントカレンダー

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
男女共同参画推進センター事業	情報収集・提供事業	○情報ライブラリーの運営 ○企画展示 ○パネル貸出			広報紙7月号発行 「With You さいたまvol.68」		情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.53」9月発行		広報紙11月号発行 「With You さいたまvol.69」 情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.54」12月発行	第1回利用者懇談会			広報紙3月号発行 「With You さいたまvol.70」 第2回利用者懇談会 情報ライブラリー通信 「ブックマークvol.55」3月発行	
	相談事業	グループ相談会 4/10(日)		グループ相談会 6/5(日)		性暴力防止セミナー 8/2(火)～8/28(日) オンライン配信		DV防止 ～パープルリボンキャンペーン～					グループ相談会 12/4(日)	
	主催事業	○相談事業 (電話、面接、インターネット) ○男性のための電話相談 毎月第1、3日曜日(6/19・1/1を除く) ○カウンセリング 毎月第2、4日曜日 ○女性のための法律相談 毎月第2木曜日、第4火曜日			デートDV防止講座 7/15(金)	デートDV防止講座 8/3(水)		デートDV防止講座 10/20(木)、10/27(木)、10/31(月)	増玉弁護士会共催 11/2(水)	デートDV防止講座 12/19(日)				増玉弁護士会共催 3/10(金)
	共催事業	市町村担当職員研修① 4/22(金)		開設20周年記念イベント (兼)男女共同参画推進週間 講演会 6/25(土)	女性の貧困問題講演会 市町村担当職員研修② 7/23(土)			多様性を考える 男女共同参画講演会 10/22(土)		女性リーダー フォローアップ講座 12/17(土)	女性リーダー フォローアップ講座 (課外) 個別指導1/21(土)			増玉弁護士会共催 3/11(土)
	女性支援事業			産業支援課共催セミナー 6/3(金)	女性リーダー育成講座① 7/23(土)	女性リーダー育成講座② 8/20(土)	女性リーダー育成講座③ 9/24(土)	女性リーダー育成講座④ 10/22(土)	女性リーダー育成講座⑤ 11/19(土)	女性リーダー育成講座⑥ 12/17(土)	女性リーダー育成講座⑦ 1/14(土)	女性リーダー育成講座⑧ 2/5(日)	産業支援課共催セミナー 2月上旬	女性リーダー育成講座⑨ 成果報告会 3/11(土)
交流支援事業					生き方セミナー 8/27(土)	生き方セミナー 9/17(土)	生き方セミナー 10/28(土)	生き方セミナー 11/26(土)	生き方セミナー 12/22(木)	生き方セミナー 1/28(土)	生き方セミナー 2/22(水)	生き方セミナー 2/22(水)	生き方セミナー 3/18(土)	
					グループ相談会 8/27(土)	グループ相談会 9/17(土)	グループ相談会 10/28(土)	グループ相談会 11/28(土)	グループ相談会 12/22(木)	グループ相談会 1/28(土)	グループ相談会 2/22(水)	グループ相談会 2/22(水)	グループ相談会 3/18(土)	
												With You さいたま フェスティバル 2/3(金)～2/5(日) (講演会開催 2/5(日))		

例 規 集

- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター条例
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター管理規則
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱
- ・ 「男女共同参画パネル」等の貸出要領
- ・ 男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領
- ・ 埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

埼玉県男女共同参画推進センター条例

平成13年12月28日
条例第79号

改正 平成14年12月24日 条例第74号
平成15年 7月15日 条例第69号
平成17年 3月29日 条例第16号
平成23年 3月18日 条例第13号
平成26年 3月27日 条例第 2号
平成31年 3月19日 条例第 2号

埼玉県男女共同参画推進センター条例をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するため、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）をさいたま市中央区新都心2番地2に設置する。

(業務)

第2条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催に関すること。
- (4) 男女共同参画の推進に関する県民の自主的な活動及び交流の支援に関すること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する調査研究に関すること。
- (6) セミナー室、視聴覚セミナー室、和室、準備室及び情報ライブラリー並びに附属設備の利用 に関すること。
- (7) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 知事は、センターの管理上必要があるときは、臨時にセンターの休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 センターを利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

- (1) 月曜日から土曜日まで（次号に規定する休日を除く。） 午前9時30分から午後9時まで
- (2) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日 午前9時30分から午後5時30分（セミナー室、視聴覚セミナー室、和室及び準備室（以下「セミナー室等」という。）にあっては、午後5時）まで

(利用の許可)

第5条 セミナー室等又は附属設備を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- (1) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第1項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用期間)

第6条 セミナー室等を引き続いて利用することができる期間は、5日とする。ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第8条 知事は、センターの利用者の遵守事項を定め、及びセンターの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第9条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第3項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- (2) 第7条の規定に違反したとき。
- (3) 第13条の規定に違反したとき。
- (4) 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第10条 利用権利者は、その利用を終わったときは、速やかに当該利用に係るセミナー室等又は附属設備を原状に復しなければならない。前条第1項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第11条 センターの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にセンターの施設若しくは設備を損傷し、又はセンターの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第12条 知事は、センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、センターからの退去を命ずることができる。

(使用料)

第13条 セミナー室等又は附属設備の利用権利者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

(1) センターの管理上特に必要があるため、知事が利用の許可を取り消したとき。

(2) 利用権利者の責めに帰することができない理由により、セミナー室等又は附属設備を利用することができないとき。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月21日から施行する。

附 則 (平成14年12月24日条例第74号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月15日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日条例第16号)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条から第15条までの規定は、施行の日以後に許可の申請のあった利用について適用し、同日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月18日条例第13号)

この条例は、平成23年6月1日から施行する。ただし、別表第一号の表の改正規定中セミナー室5の項を削る部分は、同年7月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年6月2日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月19日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書

により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表(第13条関係)

1 セミナー室等

施設の名称	使用料(円)		
	午前	午後	夜間
セミナー室1	3,300	5,280	3,960
セミナー室2	3,300	5,280	3,960
セミナー室3	1,650	2,640	1,980
セミナー室4	1,650	2,640	1,980
視聴覚セミナー室	5,940	9,350	7,040
和室	2,860	4,510	3,410
準備室1	880	1,430	1,100
準備室2	880	1,430	1,100

備考 午前とは午前9時30分から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後9時までをいう。

二 附属設備

規則で定める額

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

平成14年3月29日

規則第60号

改正	平成17年	3月29日	規則第27号
	平成20年	8月29日	規則第78号
	平成21年	3月31日	規則第63号
	平成26年	3月27日	規則第19号
	平成31年	1月4日	規則第1号
	平成31年	3月22日	規則第24号

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則をここに公布する。

埼玉県男女共同参画推進センター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県男女共同参画推進センター条例（平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用等の許可手続)

第2条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けようとする者は、その利用を開始しようとする日前3月以内に様式第1号の利用申請書をセンターの長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が必要があると認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項に規定する期間の開始する日前に利用申請書を提出することができる。

3 条例第5条第1項の規定による利用又は変更の許可は、様式第2号の許可書を交付して行うものとする。

4 附属設備のうちグループロッカーの利用の許可の手続については、前3項の規定にかかわらず、所長が定めるところによる。

(特別の設備等の承認)

第3条 条例第5条第1項の規定による利用の許可を受けた者が、当該施設等に特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、所長の承認を受けなければならない。

(附属設備の使用料)

第4条 条例別表第2号の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の納期限)

第5条 条例第13条の使用料の納期限は、所長が定める。

(使用料の減免手続)

第6条 条例第14条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、様式第3号の使用料減額（免除）申請書を所長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月21日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第27号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月29日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 （略）

2 （前略）第120条（中略）の規定 平成21年4月1日

附 則（平成21年3月31日規則第63号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第19号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成31年1月4日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の申請に係る利用で当該利用が平成31年4月1日以後のものに係る使用料について適用し、施行日以後の申請に係る利用で当該利用が平成31年4月1日前のものに係る使用料及び施行日前の申請に係る利用で当該利用が施行日以後のものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日規則第24号）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に領収する使用料（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

附属設備の名称	単位	使用料の額（円） （一回につき）	備考
マイクセット	一式	810	
プロジェクターワゴン	同	730	スクリーンを含む。
パーソナルコンピュータ	1台	310	
グループロッカー	1個	200	

注 この表による使用料は、条例別表第1号備考に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの利用をそれぞれ1回として計算する。ただし、グループロッカーにあっては、1月間の利用を1回として計算する。

埼玉県男女共同参画推進センター保育実施要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「センター」という。）を利用する者を対象として、次のとおり保育を実施する。

（目的）

第1 利用者の各種活動の支援と施設利用の促進を図るため、保育を実施する。

（実施方法）

第2 保育は、特定の日時を定めて行うこととし、原則として4日前までの予約制とする。

（利用者）

第3 保育の利用者はセンターが主催又は共催する事業等に参加する者とする。

（実施場所）

第4 保育は、原則として保育室で行う。

（保育者）

第5 保育は、原則としてセンターが専門業者に委託するものとする。

（保育対象児）

第6 保育の対象は、原則として、生後6か月から小学校3年生までとする。ただし、発熱など身体が不調の場合には、保育できないことがある。

保育定員は、20人程度までとする。

（保育料等）

第7 保育の利用者におやつ代等の実費相当額として1回の利用で対象児1人につき 300円（税込み）の負担を求めるものとする。

（その他）

第8 事故が発生した場合に備えて、センターの負担により傷害保険に加入するものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から適用する。

埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）の事業運営について意見や要望等を聞き、男女共同参画社会づくりのための総合拠点施設としての機能充実と有効な利用を図るため、埼玉県男女共同参画推進センター利用者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会の委員は、会議において次の事項について意見等を述べることができる。

(1) センターの事業運営に関すること

(2) センターの利用全般に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内の委員をもって組織するものとする。

(構成と任期)

第4条 懇談会の委員は、センターを利用する団体・グループ等の代表者、関係行政機関の職員、民間有識者等及び公募による応募者からセンター所長が選任する。

2 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。ただし、公募による委員は再任できない。

(委員長等)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は懇談会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は公開とする。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、センター管理担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

「男女共同参画パネル」等の貸出要領

埼玉県男女共同参画推進センター（以下、「With You さいたま」という。）所有の展示パネルを貸出にあたっての貸出手続き等については以下のとおり定める。

1 パネルの種類

- (1) 「男女共同参画パネル」
- (2) 「ドメスティック・バイオレンス」
- (3) 「男女共同参画社会基本法」
- (4) 「埼玉県男女共同参画推進条例」
- (5) 「お母さんが語る『女子差別撤廃条約』」
- (6) 「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」
- (7) 「統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま」
- (8) 「日本女性はどう生きてきた？」
- (9) 「障害と女性」
- (10) 「つ・ぶ・や・き」
- (11) 「災害と男女共同参画」
- (12) 「南極 DAYS ー日本人初の女性越冬体験記 ー」
- (13) 「知っていますか？デートDV」
- (14) 「男性を取り巻く環境」
- (15) 「荻野吟子の生涯」
- (16) 「デートDV防止啓発ポスター」
- (17) 「スポーツと女性」
- (18) 「“わたし”の防災対策」
- (19) 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」
- (20) 「わたしたちの声をもっと社会へ」
- (21) 「Women 現代の吟子たちに聞く」
- (22) 「セクシュアルハラスメントのない社会へ」
- (23) 「わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない」
- (24) 「多様な性知っていますか？」

2 貸出対象

埼玉県、県内市町村、県内の女性関連施設及び男女共同参画社会の推進に向け活動している団体など。

3 貸出目的

男女共同参画社会の推進に向けた啓発事業などに利用する事を目的とする。

4 貸出期間

搬出入に必要な期間も含み2週間以内とする。特に必要があると認められる場合は4週間まで延長できるものとする。利用希望が多い期間（男女共同参画週間）は、With You さいたまにおいて調整する。

5 貸出料金

男女共同参画社会の実現に向けた普及、啓発に資するものであるため、貸出料金は無料とする。

6 申請書などの提出について

- ① 利用を希望する場合は、あらかじめ電話などで利用状況を確認し、申請書（様式第1号）を提出する。
- ② 申請書が提出され、貸出を認める場合は With You さいたまから貸出決定通知を送付する。
- ③ 申請書中の「利用目的」欄には、パネル展示の目的、主な対象者を記入し、イベントのチラシがある場合は一緒に添付すること。
- ④ 申請書中の「搬出入方法」欄には、パネルを直接 With You さいたまに取りに来るか、宅配便または、郵送による配送にするかを記入すること。

7 予約期間：利用月の3ヶ月前から予約開始

8 注意事項

- ① 搬出入に必要な経費（送料）などは、利用する団体が負担するものとする。
- ② 貸出中にパネル、額を汚損した場合（搬送中を含む）は、その回復に要した実費を利用者側が負担すること。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

男女共同参画パネルのデータ提供取扱要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「With You さいたま」という。）が所有している男女共同参画パネル（以下「パネル」という。）のデータ利用の要望に応えるため、著作権上支障がないパネルをデータ化したもの（以下「パネルデータ」という。）をホームページ上で提供し、パネルの利便性の向上と男女共同参画の幅広い啓発活動を行う。

2 対象

提供するパネルデータは、以下のものとする。

- (1) 統計に見る女性の「仕事」と「生活」のいま（A4判、16枚）
- (2) 障害と女性（A4判、8枚）
- (3) つ・ぶ・や・き（A4判、8枚）
- (4) 災害と男女共同参画（A4判、10枚）
- (5) 男性を取り巻く環境（A4判、11枚）
- (6) “わたし”の防災対策（A4判、11枚）
- (7) 考えよう！私たちの働き方・暮らし方（A4判、11枚）
- (8) 男女共同参画パネル（A4判 11枚）
- (9) Women 現代の吟子たちに聞く（A4版、14枚）
- (10) セクシュアルハラスメントのない社会へ（A4判 13枚）
- (11) わたしたちは性犯罪・性暴力を許さない（A4判 13枚）
- (12) 多様な性知っていますか？（A4判 11枚）

3 著作権

パネルデータの著作権は、With You さいたまに帰属する。

4 提供方法

パネルデータは、With You さいたまのホームページからPDFファイル形式でダウンロードできるように掲載する。

5 利用

- (1) パネルデータは、その趣旨に反しない範囲で誰でも利用することができる。
- (2) パネルデータは、加工、変更することはできない。
- (3) パネルデータは、私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、With You さいたまの承諾を得ずに転載及び引用はできない。

附則

この要領は、平成28年3月22日から施行する。

附則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月31日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月10日から施行する。

附則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センター男女共同参画推進団体登録事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県男女共同参画推進センターを利用しようとする男女共同参画の推進に資するグループ・団体(以下「団体」という。)の活動を支援するための団体登録事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録をする団体は、次の基準を満たさなければならない。

- (1) 活動の目的に男女共同参画の推進が含まれていること。
- (2) 構成員が5名以上で、構成員名簿があること。
- (3) 将来にわたって活動が継続して行われるものと認められるものであること。
- (4) 活動の拠点が埼玉県内にあること。

(登録の申請)

第3条 登録の申請をしようとする団体は、様式第1号の登録申請書を埼玉県男女共同参画推進センター所長(以下「所長」という。)に提出しなければならない。

申請の受付は随時行うものとする。

(登録の承認)

第4条 前条の申請があった場合、所長は速やかに内容を審査し、第2条に定める基準を満たしていると認めるときは、これを承認し、様式第2号の登録承認書を交付するものとする。

(登録内容の変更)

第5条 代表者の変更等登録申請した内容に変更が生じた場合には、様式第3号の登録内容変更届を所長に提出しなければならない。

(登録の廃止)

第6条 登録の廃止をしようとする団体は、様式第4号の登録廃止届を所長に提出しなければならない。

(登録の取消)

第7条 登録を承認した団体が第2条の基準を満たしていないことが判明した場合、又は埼玉県男女共同参画推進センター条例(平成13年埼玉県条例第79号。以下「条例」という。)第5条第2項により施設の利用を許可されない場合、条例第9条の利用の停止及び取消しが行われた場合、及び条例第12条の立ち入りの禁止等を命じられた場合は、所長は登録を取り消すことができる。

2 登録を承認した団体に一定期間連絡が取れない場合は、所長は登録を取り消すことができる。

附 則

この要領は、平成14年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。

埼玉県男女共同参画推進センターサポートスタッフ活動要領

1 趣旨

埼玉県男女共同参画推進センター（以下「センター」という。）は、男女共同参画社会の実現に必要な社会参加や地域活動への経験を得られるようサポートスタッフ制度を設ける。

2 サポートスタッフ及びセンターの役割

(1) サポートスタッフの役割

① センター事業への協力

サポートスタッフは、センターが依頼した事業の内、希望により事業に参加・協力する。

② 自主的な活動

サポートスタッフ又はサポートスタッフの自主グループ（以下、「自主グループ」という）は、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に活動する。

(2) センターの役割

① センター事業への協力依頼

センターは、サポートスタッフの活動として適切な事業について参加・協力を依頼する。

② 自主的な活動への支援

センターは、サポートスタッフ又は自主グループが行う活動について、セミナー室の利用に便宜を図るなど、必要な支援を行うよう努める。

3 サポートスタッフが参加・協力するセンター事業

- ① 50名以上出席が予定されている県民向けの講座
- ② 「県民の日」のイベント
- ③ **With You**フェスティバル
- ④ 情報ライブラリー通信への寄稿
- ⑤ その他、サポートスタッフが参加・協力することに適する事業

4 活動方法

(1) サポートスタッフが参加・協力するセンター事業の内容

- ① センターからの依頼にもとづき、受付、会場整理、会場案内、イベント補助等を行う。
- ② センターの依頼にもとづき、情報ライブラリー通信の作成のため寄稿等を行う。

(2) 自主的な活動

サポートスタッフ又は自主グループは、センターの設置目的に沿い、自発的、自主的に自由に活動することができる。ただし、「埼玉県男女共同参画推進センターのサポートスタッフ」として対外的に活動等を発表する場合などには、その内容等についてセンターの承認を得なければならない。

5 サポートスタッフ登録手続及び解除

(1) 登録手続

サポートスタッフの登録を希望する者は、サポートスタッフ登録申請書(様式第1号)を提出し承認を得なければならない。

(2) 登録の解除等

- ① サポートスタッフは、サポートスタッフ登録解除申請書（様式第2号）を提出し、いつでも登録を解除することができる。
- ② センター所長は、以下の場合には職権により登録を解除することができる。
 - ア センターが招集するサポートスタッフ会議の出席、センター事業への参加・協力などにおいて、一定期間（2年間程度）活動の実績が認められない場合。
 - イ サポートスタッフとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合。

6 費用弁償

(1) サポートスタッフ会議（センターが主催）

センター所長が出席を依頼（センターが主催）したサポートスタッフ会議に出席した場合、1回あたりクオカード（500円）を支給する。

(2) センター事業への出席

センターからの依頼にもとづきセンターに来所し、事業への参加・協力を行った場合、1回あたりクオカード（500円）を支給する。

(3) 自主的な活動

自主的な活動のため、センターのセミナー室において、打ち合わせや作業等を行った場合には費用弁償を行わない。

7 センターの担当

(1) 事業・相談担当

- ① 事業・相談担当は、年間の事業予定から適切な事業を選定し、サポートスタッフの希望等にもとづき及び参加・協力する人員等を調整する。
- ② 自主的な活動の技術的な支援を行う。

(2) 管理担当

- ① 情報ライブラリー通信の作成への協力を依頼及び必要な調整を行う。
- ② サポートスタッフの登録、費用弁償の支払い等を行う。

附 則

この要項は平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要項は令和5年4月1日から適用する。

With You さいたま

埼玉県男女共同参画推進センター

Saitama Prefectural Center for Promotion of Gender Equality

電話 048-601-3111 (代表)
048-600-3800 (電話相談: With You さいたま 相談室)
FAX 048-600-3802
ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/withyou/>
所在地 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2-2
アクセス JRさいたま新都心駅から徒歩5分・北与野駅から徒歩6分



令和5年度 事業概要



埼玉県 With You さいたま

～ 埼玉県男女共同参画推進センター ～



埼玉県マスコット「コバトン」